

第八十二回 参議院法務委員会会議録 第四号

昭和五十二年十一月十七日(木曜日)
午前十時九分開会

外務省中近東アフリカ局長
加賀美秀夫君
警察廳警備局公第三課課長
奥村俊光君

内閣審議官
篠浦光君
福井与明君

委員の異動
十一月十六日
辞任
神谷信之助君
十一月十七日
補欠選任
宮本顯治君

補欠選任
案納
勝君

事務住部長
外務省国際連合
局外務參事官
運輸省航空局監理部長
日本航空株式会社常務取締役
手塚良成君

賀陽治憲君
永井浩君

参考人

委員
河本嘉久藏君
高橋善富君
山本富雄君
橋本敦君
宮本顯治君
円山雅也君
和田春生君
前田宏君
伊藤榮樹君
吉田長雄君

本日の会議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件
○航空機強取等防止対策を強化するための関係法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○連合審査に関する件

○委員長(中尾辰義君)ただいまから法務委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告をいたします。
昨十六日、神谷信之助君が委員を辞任され、その補欠として宮本顯治君が選任されました。

○委員長(中尾辰義君)参考人の出席要求に関する件についてお詫びいたします。

法務省刑務局長
法務大臣官房管理局長
法務大臣官房長
法務大臣
政府委員
國務大臣
和田春生君
前田宏君
伊藤榮樹君
吉田長雄君

委員以外の議員
議員
國務大臣
法務大臣
法務省刑務局長
法務省入国管理

参考人として日本航空株式会社常務取締役手塚良成君の出席を求めることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(中尾辰義君)御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(中尾辰義君)航空機強取等防止対策を強化するための関係法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑のある方は順次御発言願います。
○寺田熊雄君 法務大臣にお尋ねをいたします。

法務大臣は今回のハイジャック事件のとき前法務大臣の後をお引き受けになりまして御就任になつたわけですが、その際おっしゃったお言葉の中に、この種事件の処理に関連して多少の出血ない場合もあり得るというような御趣旨ですか、御答言になつたようあります。この問題に

関しましては從来しばしば質問がございまして、大臣の御説明も承つておつたのですが、まだ多少のみ込めない面もありますので、この際もう一度よくわかりやすくお考えになつたところを御説明いただきたいと思います。

○國務大臣(瀬戸山三男君) いまのお尋ねでございますが、法務大臣に急遽就任することになりますが、法務大臣がハイジャック事件の処理についてございますが、政

府がとりましたあの処理そのものについては、御承知のような百数十名の乗客、乗務員がハイジャッカーによって生命の危険を侵されるという状況の中での処理であり、政府としては非常な苦慮と申しますが、いわゆる断腸の思いで一部裁判確定の重罪犯人また起訴未決勾留中の重罪犯人を犯人の要求に従つて解放する事態になつた。そういう

处置をいたしました。いわゆる超実定法的措置、全体の法律の理論の範囲ではあるが、断腸の思いでかような措置をとつた、こうしたことになつておるわけであります。あの事態の中では残念ながら万やむを得ない措置である、かように私も了解いたしておるわけでございます。しかし、その処理の中には、いまも申し上げましたように、憲法のもとにおける刑法、刑事訴訟法あるいは裁判、こういうもので合法的に処置されたものが、結果的にはあるいは無にされ、あるいは無にされようとしておる。これは非常な事態であると私は考えます。でありますから、こういうことが繰り返されるということにもしなれば、いわゆる法治国家としては意味をなさなくなる。憲法を定め、憲法に国民の人権を定め、そしてそれを尊重する方策を定めておる。そのもとでその原則を生かすために御承知のとおり各般の法律規則が定められておる。それによって国民全体の平和と安全まさに自らを確保して生活を守つていく、これが憲法下における私は法治国家の形態であろうと思っておるわけでござります。それが暴力犯罪によって一部でもだんだんに壊されていく、こういうことはどういてい法治国家として認めるわけにいかない。万やむを得ない措置でありますけれども、かようなことが繰り返されると、国民全体の平和と安全と自由を確保するという法治国が崩されてしまう、法治国の制度の実体がなくなる。これでは私はならないと思うわけでござります。ああいう事態の場合にあらゆる手段を講じ、国民の世論の動向等も勘案して最後の決断を下すわけでございますが、一番大切なことはいわゆる憲法が指向しております。その手断を講じて人命を救うことが前提でござりますけれども、時と場合によつてはそれができない

い場合もあるかもしない。そうしないと法治国家の実体を守り抜くことができない、そういうことが想定されないと考えられない。でありますから、時と場合によっては一部血を流すことがあります。でもやはり法治国家を守るだけの決意をもつて臨まなければならない、こういう趣旨で申し上げておるわけあります。いまもってその考えは変わつております。

○寺田熊雄君 これは官にあると野にあるとを問わず、日本国民が皆悩んだ問題であります。また今後もこうした事案が起されば、同じように国民党が全部そうした悩みを分かつ事柄ですから、そのときにどう対処するかという点については、これは一時の怒り、そういうもので处置し切れない面があります。もともと相異なる価値観が、あるいは相異なる価値がぶつかり合うわけですから、いざれの価値を重しとするかということによって決しなければいけない。これはもう日本だけではなく、アメリカで、ニューヨークタイムズを見てみますと、ヘルムズ元CIA長官の処置に関して、國家の安全保障が大切か、それとも法至上主義と言いますが、ザ・ルール・オブ・ローの方が大切かと、いう問題だということでアメリカ国民がやっぱり悩んだということが記載されておりましたけれども、この問題でも一体どういう価値を最も重しとするかという何かはっきりとした基準といいますか、心構えといいますか、そういうものをやはり決めていただかないと、場合によつては血を流することもあると。それは最初法務大臣の御説明によりますと、繰り返されることによつて法秩序が台無しになる、それでは困るという御発言もございました。ところが、その後一番後になりますと、時と場合によってはと、いう御発言もあつたわけですね。何かこう一定の基準なしに漠然と血を流す場合もあるということなのです。それでは国民党は迷うわけです。これはやはり法務大臣は、こういう事件に対処される場合に最も重きをなすお役についていらっしゃるわけですから、はつきりとし

た私は基準を何か決めていただきたい、それはないが、いま法務大臣のお考えの中にそういう基準はない、というお考えなのか。基準を見出すべくこれからも一生懸命に努力してみようと思つてやるのか。もし全然おありにならなければ、私の方もはつきりとしたものではないのですが、多少の考え方を申し上げてみたいと思いますが、その点いかがでしよう。

○國務大臣(瀬戸山三男君) こういう際に、いわゆる人命の保護があるいは法治国家の維持かといふうによく言われるわけでございますが、私はこれは必ずしも二者択一だとは考えておらないわけでございます。このようではあります、先ほども申し上げましたように、憲法で諸原則を決め、それに基づく各般の法律規則を定めて、いわゆる国民生活の安定を図る、国の平和と安全と自由を守って国民生活の安定を図る、これが私は憲法及び憲法下における法律諸制度のねらいであろうと思ひます。でありますから、これがそういう諸制度をつくつておるといふのは、まさに國家は人間が形成しておるわけでござりますから、大前提になるのは人命を尊重するということであらうと思ひます。しかし、人命を尊重するということでありますから、こういう場合の事案に關係する人命を可能な限りあらゆる手段を講じて救うといいますか、人命を損しないことにすれば、これはもう最大の努力をしなけりやならない。なりませんが、御承知のように事案はいろいろありますから、特に今度の場合のように、わが国で直接簡単に手が及ばない犯罪が今日行われる可能性が相当あるわけでございます。そういう際に憲法及び法律制度を破つてなおかつそれにこだわるということがありますと、憲法及び法律制度は無に帰するといふ結論になるわけでありますから、私は、それはとつてはならないということとござります。

基準ということを仰せられますが、あえて基準を申し上げると、絶対に法治国の基本を破るといふ決断は下してはならない。これはそのときによつて非常に状況が違うと思いますから、時と場合

以上では、その法務国家の本筋の目的を崩さない、これによつてそのときの状況によつて決断をしなきゃならない、こういうことを私は申し上げておるわけでござります。でありますから、こゝに、かように考えておるわけでござります。
○寺田熊雄君 法務大臣の御答弁では、そういう場合に對処する基準というものを設定するのは必ずしも得策でないといふ御趣旨のように承りましたが、人命という大切な価値と、いま法務大臣がおつしやつた法治国家の大目的という、そういう価値とがぶつかり合う場合があると思うのです。が、それが法務大臣の御答弁では、繰り返される事によつて法治国家の大目的が崩されるのか、それとも時と場合によつて崩される場合があるといふのか、論旨が必ずしも貫しないよう思ひますね。私は、やはり犯人の要求が国家として受諾しがたいものかどうか、たとえば今度の場合には、未決既決の囚人若干名の釈放要求だつたわけですが、よく例示されるように日本の刑務所に在監中の全囚人を釈放しろというような要求であるとか、あるいはかわりに人命を失わしめるような要求、たとえば全く無辜なかわりの人間を自分の方に差し出せというような要求、そうした国家的に受け入れがたい要求をした場合以外は、やはり人命といふ価値を優先させてほしい、人命尊重を優先させてほしいと、したがつて、犯人の要求するそのものによつて失われる価値と、それからいま危殆に瀕している人命と、そのいすれが重いかという点をはかりにかけて決してほしいと、私はこういうふうに思ひます。まあ、きわめて單純な理論なんですが、それ以外に決断をする基準となることはない、よう思ひますが、法務大臣いかがでしようか。

を得ない場合があると言いますのは、乗客や乗務員、これらハイジャックに遭つておる人々の命を最初からしないがしろにするという考え方ではございません。先ほども申し上げましたようにあらゆる手段を講じて人命を確保する、これは当然な前提であります。それでもなおかつそのために国家の権威といいましょうか、あるいはまた他の人命といいましょうか、国民全体から申し上げて、やはりそれを維持しなければならない、こういう場合には、万策尽きて時と場合によつては血を流してもその原則を守らなきやならない、こういうことだと考えております。それをあえて基準だとおっしゃいますから、国民全体の生命、財産、安全を守るという法治国家の大原則だけは守らなければならぬ、かのように申し上げておるわけでございまして、いま個々の場合をお話しになりましたが、そういう原則に従つて私は個々の場合の判断をすべきであろうと、かように考えておるわけでございます。

長検事が、既決未決の人々の釈放に反対したということが伝えられております。これは事実なのでしょうね。まずそれから承っておきたいと思います。

○國務大臣(鷲尾山三男君)　検事総長からこの事件について意見が出ておるわけでござりますが、御承知のとおり私はその当時は局外でございましたから、正確を期する意味において、刑事局長からお答えさせていただきます。

で、具体的には私を介しまして、法務大臣に対しまして、安易に犯人らの要求に応することは検察の立場からとうてい賛同できないという趣旨のお話がございました。そのことは直ちに前法務大臣にお伝えいたしました。前法務大臣は、その検察の気持ち、これも参考しながら、大所高所に立て閣僚ないし対策本部の一員として行動されたものというふうに承知しております。

○寺田熊雄君 結局、釈放を命令したのはどなたなんでしょうか。

○政府委員(伊藤榮樹君) 釈放を内閣で御決定になりましたのを受けて、法務大臣が釈放の指示をしておられます。

○寺田熊雄君 通常の場合ですと、これは当然検察官が指揮をすることになりますね。法務大臣が

○政府委員（伊藤篤樹君）　法務大臣から矯正施設を所管しております矯正局長に御指示がございまして、矯正局長が当該者の入っております施設の長に対して命令をした、こういう形になつております。

のでしょうね、超実定法的とおっしゃるから。結局、つまりそりした法文なしに、どういうのですか、上司である法務大臣が部下に命令した行政的な処分だと、こう承つてよろしいですか。

○政府委員(伊藤義樹君) ただいま御指摘の条文は既決の囚人に関する条文でございますが、こういう犯人の無法な要求に屈して釈放せざるを得なくなつて釈放するというような場合に、この規定は適用されるべきものではないというふうに思っています。したがいまして、今回の釈放手続につきましては、実定法の根拠はございません。要するに緊急非常の事態に際しまして、人質の生命を救うために行政権といたしまして内閣で意思決定をされまして、その内閣の意思決定を受けた法務大臣におきまして、その権限に基づいて釈放の命令をなさつたと、こういうことだと思ひます。

○寺田熊雄君 未決の場合も、通常の場合ですと、裁判官の決定を検察官が執行することになりますね、既決ももちろんいま局長のおっしゃつたようなこと。ところがそうじゃないのだと、これでこれは何か今まで法務省の御説明による」と、逃亡罪というのですが、逃亡に当たるという、そういう御解釈のようですが、そういうふうに法律的な評価を受けるものと考えていらつしやるのですが。

○政府委員(伊藤義樹君) ただいま行政処分といふようなお言葉もございましたけれども、これは要するに行政権がその権限に基づきましてやむを得ずとった事実行為であるというふうに考えております。したがいまして、この事実行為が裁判所の行いましたたとえば拘留の処分でありますとか、あるいは裁判所が言い渡しました裁判の効力、こういうものに影響を及ぼすことは毫もない」と、そういう意味におきまして犯人らの要求に応じて釈放されました者たちは現在逃亡と同じ状態にあると、こういうふうに考えております。

卷之三

○寺田熊雄君 大臣が命令したのが事実行為、その大臣の命令を伝えたのも事実行為。釈放したのも事実行為というのは、何かちょっと無理な解釈のように思えますがね。やっぱり大臣が命令したのは行政処分なんでしょう。事実行為と同じく見るというならわかるけれども、大臣が事実行為として命令するというのははどういうことなんでしょうかね、ちょっと不適当でないようになりますね。

それは結局逃亡罪を構成するわけですか。あるいは何か奪取罪に当たるというのですか。刑事局长、どういうふうに見ていらっしゃいますか。

○政府委員(伊藤榮樹君) その関係は、最終的に確定いたしますためには犯人らの意思その他も確認しないと何とも言えませんが、一応外形的事実からハイジャック犯人につきましては刑法でいわゆる被拘禁者奪取罪、これが成立する余地があると思います。一方、今度これに応じて出した釈放犯、これにつきましては、詳細な法律論は省略いたしますが、逃走罪が成立する余地があるとか、どうか、ちょっと考えております。

○寺田熊雄君 この場合、既決の囚人については時効が進行しますね。これは間違いないでしょうか。

○政府委員(伊藤榮樹君) そのとおりでござります。

○寺田熊雄君 今まで釈放された人、これはきょう法務省の方から釈放要求対象者名簿というのをいただいたのだけれども、この中には二名あります、その前のクアラルンプール事件で同じように釈放された既決の囚人がおりましたね。その人たちの氏名と確定した刑、それからちょっと時効期間をおっしゃっていただきたい。

○政府委員(伊藤榮樹君) まず、前回のクアラルンプールで釈放を余儀なくされました者に、松田久というのがおります。これは刑が二つありますて、懲役八年という刑が一つ、それから懲役十月という刑が一つございます。この懲役八年の方の刑は、十年刑に服さないことによつて時効となります。それから懲役十月の方は五年間で時効とな

104

それから、今回釈放を余儀なくされた者が二名でございまして、そのうち一名は城崎勉でございます。刑期が懲役十年でございますから、五年間経過いたしますと時効が完成いたします。それからもう一人、泉水博、これは刑が二つございまして、一つが無期懲役、一つが懲役二年六月でございます。この無期懲役の方の刑は二十年間の経過によって時効が完成いたしますし、二年六月の刑の方は五年間で時効が完成いたしますと、こういう関係になつております。

○寺田熊雄君　これは時効が経過して完成するまでに逮捕すれば時効が中断しますね。だから法務大臣のおっしゃる法治国家の大原則というのも、そういうものは、逮捕してもう一遍ぶち込んでしまえば恐らくそれが原状に回復して治癒されると思うのです。ですから法治国家の大原則というのも、それが治癒されあたうものか、治癒しがたいものかというようなことによつて、先ほどにまた戻るわけですが考えられると思うのですね。それからまた、未決の場合は公訴が提起されておれば時効は完成しない。いつまでもこれは処罰し得るわけですから、これを釈放しても法治国家の大目的というものは必ずしも全面的に放棄されたものとは言ひがたい。十分治癒し得るものですね。そういう考え方方がやつぱりでいるのではないかと思いますが、ただつかまらないで、外国ですからなかなかなつかまえにくいでしようし、所在がわかつても引き渡しが外交上不可能な場合もあります。そうすると、これは非常に法務大臣、あなたのおっしゃる法治国家の与えられた傷というものがいやされがたいことになるのですが、こういう場合には時効は進行しないというような趣旨の法改正というものが私必要じやないかという考え方もあると思いますが、その点法務大臣の御所見いかがでしょう。

10

われわれの立場でございます。ただ、その際に、仮に捕捉して刑を実行あるいは裁判を進めると、いうことになれば、傷ついた法治国家の一部が治るのじやないかと、まあそういう意味において一部治る場合もあると思いますが、私はこういうことが現に行われたと、法律の効果がなくなつたと、凶悪犯人でもああいう凶悪な犯罪によつて外に出たと、出されたと、そういうことが可能性がある、こういうことになりますと、検察、警察に及ぼす影響は非常に大きなものだと思います。また、現に小さな犯罪者などは、ああいう重罪犯人、殺人犯でも暴力の脅迫によつて釈放するならば、われわれは何でもするのだと、こういうふうな気風も全然ないとは言えない。そういうところに私は法治国家の大きな原則が揺らぐという観察をしておるわけでございまして、ただ後で修復すればそれで法治国家の基本は揺るがないことになりますまいかという御意見でありますけれども、私はさようには見ておらないわけでございます。

ても、刑の時効制度の根本に触れる問題でござりますので、相当慎重な検討を要する問題だと思ひます。要は、もう今後二度とこういう既決の囚人が犯人の要求によつて外へ出ないということがいま一番大事じやないかというような感じがするわけでござります。

○寺田熊雄君 それはちよつと逃げ口上じやないですか、局長。もう絶対に起きないという保証はありませんよ。そうでしょう。それから、単純に逃走した場合と違うのは、法務大臣が今回のようないものでは法治国家の大目的が損なわれるということをおっしゃるから、単純に逃走したのでも多少の損なわれ方というのはあるのでしょうか、法務大臣が、人命を守るいは犠牲にしても血を流すの場合もあるという、対処の仕方があるとおっしゃる、それほどに大きな価値を置く法治国家の大原則が崩れるというようく法務大臣がおっしゃるから、それならばそういう方法によって既決の囚人を奪い去り、そして時効を完成させてしまうというようなことは、これは普通の単純逃走の場合とは違うのじやないでしょうかね。それを区別するところがどうして困難でしよう。だから、法務当局のお考え方方がそれほど重きを置かずに単純逃走と同じような価値づけをなさるならば、私はあえて言いません。しかし、前提がそらなんだから、そろそろあるのに時効が完成してもうがありませんけれども、これからは起こらないことが大事ですということでは問題の解決になりませんが、どうでしょうね。

○寺田熊雄君 それはどうでしようね。もうすでに二度なさつたわけですよ。二度なさつたことはもう絶対にあり得ないということを断定はできなと思うのでござります。

○政府委員(伊藤榮樹君) ただいまの御指摘は、再びわが国が犯人の要求に応じて既決の囚人を釈放することがあることを予想しての御質問だと思いますが、私どもとしては、そういう要求がありますが、私どもとしては、そういう要求があり、わが国がこれに応じることがあるということを予定した立法というものはとうていなし得ないと思うのでござります。

いでしょう。だから、それじゃもう一遍あつた場合に、同じようなことを同じような結果を生じて、いま局長のおっしゃったような御発言がどういう意味を持ってきましょうかね。やはり過去において二度もわれわれが悩んできたわけですからして、それはもう今後は絶対にあり得ないんだと、そういうことを予想してはいけないんだということは言い得ないでしょう。これはそがんばらすにもつとフランクに答えてほしい。これは法務大臣伺いましょう。

○國務大臣(瀬戸山三男君) 私は、寺田さんの御意見といいますか御見解は検討に値すると思つております。こういう異例の場合には時効の進行をとめるかどうか、しかしいま刑事局長からも話しましたが、各般の状況を周到に考えないと、こういう立法をいたしますというお答えはちょっとやりかねますが、検討に値すると思いますから検討してみることにいたします。

○寺田熊雄君 まあ、それはそれだけにとどめておきます。

それから、この種のハイジャック事件ですが、これはこの間刑事局長がその他シャックと言われたが、船舶についてはしばしばこういう点の航空機と同じような扱いをすべきであるという議論がありますね。この点はやはり立法の御用意というのがあるのでしょうか。あるいはもう予想するのはどうかということで除いていらっしゃるのか。その点どうでしょうか。

○政府委員(伊藤築樹君) 今後起りますテロ行為の対象として、もちろん船舶も予想しなければならぬと思っております。そのためにはひとり船舶のみならず、いわゆる在外公館でございますとか、そういう可能性のあるいろいろなものを持つか、まして早急に立法措置をとらなければならないだらうということで、現在準備をしておるところでございます。

○寺田熊雄君 それから、この種の事件について常に考えることですけれども、犯罪人の引き渡し常約が、いま日本はアメリカとだけ結んでおるト

○寺田熊雄君 次に、この種の犯罪について、人命を失わしめない場合でも死刑の極刑を盛るかどうかということに関しては、かつてこの委員会でちらかというと消極的な御意見による御質問のように聞きました。同時に、先般八木委員から積極論の立場に立つ御質問があつたわけですが、死刑はできるだけこれをなくしていくということがやはり世界的な傾向のよう思います。果たして國家といえども人命を絶つということについての权限を持ち得るのかどうか。そういう問題もありますし、それからいまの刑の目的が犯人の教育にあるとする教育刑の理論からも、できるだけこれをなくしていきたいというのが世界的な傾向ですね。ですからこの場合でも威嚇をねらった死刑といふもの、これは私どもとしては慎重に考えていただかなきやいけないとと思うのですけれども、すでに刑事局長はこれを法制審議会に諮問するとおっしゃっておられるわけですが、法務大臣、そうした刑政上のわれわれの理想、その変遷などを踏まえて、やはり法務大臣としては死刑をこの人命を損傷しないハイジャックの犯罪についても盛り込むことを是とするお立場でしょうか。

○國務大臣(瀬戸山三男君) 実はいま御審議を願つておりますこのハイジャック犯罪についての法律案を検討いたします場合にも、死刑に値するのではないか、こういう議論も相当あつたわけでございます。しかし、寺田委員御承知のとおりに、死刑はもう人命を絶つという最高の極刑でござります。しかしながら、慎重の上にも慎重を期さなければなりません。いまお話しのように近代刑法の傾向は人命を絶つ死刑はできるだけ少なくしなきやならない。国連等でもそういう傾向でやつておるわけでござります。いま御審議をいただいておりますのは、

これは人命を絶つに至らない場合のこととござりますから、軽々に死刑を刑量するということを差し控えているわけでございます。しかしこの種犯罪が人命を絶つまでに至らない場合でも、それと同じような評価をすべき非常な極限状態で他の人命に影響を及ぼすような事態もあり得るわけござりますから、そういう場合もあり得るという考え方で、これはその態様、犯罪の種類を相当限定しなければならないと思いますが、そういうものもあり得るという考え方に対しまして、いまお話しのように、前にこれお答えしたと思いますが、法制審議会等の審議を経て慎重に決めるという考え方で準備を進めておるのが現状でございます。

○寺田熊雄君 これは私もさらにまたよく考えてみたいと思いますが、法務省はやはり法律の専門家として一時の国民的な怒りというようなもの、それにあおられるとはないのでありますけれども、も、それに追随して極端な刑罰主義で臨むということはこれは考えいたがないと、どうせこの種の事件はそうたくさんはないでしょうけれども、また今後もあり得るのでありますからして、苦慮していらっしゃることはよくわかるけれども、その点の御配慮をお願いしたいと思います。

それから同じく刑事訴訟法の改正の是非でありますけれども、これも刑事局長の御説明によりますと、いま現に立案中の御様子であります。これも私どもとしましては、よほど慎重にしていただきたいといふべきであります。なるほど裁判を確かに遅延させるような傾向の被告人、あるいは弁護人が悪いんだ、弁護人が悪いんだときめつけるわけにはいかない。

私が悪いんだ、弁護人が悪いんだときめつけるわけにはいかない。

もう一つは、そうして裁判が遅延することによって、なるほど裁判機関、あるいは検察機関としてもたまらない気持ちはあるくなるかもしれませんけれども、最も被害を受けるのは実は被告人なんですね。長い間裁判が決まらなくて半生をめちゃめちゃにしてしまう。そして後で後悔して、そのときはもう裁判ができるだけ短期間に簡略に終えられると、いう考え方に対しまして、いまお話しのように、前にこれお答えしたと思いますが、

被告人はすからがぶつっているという現実を見なきやいけない。そうなりますと、刑事訴訟法の改正というものは、これは憲法の弁護人必置の原則の例外とも言うべきことですからして、刑事局長のおっしゃる乱用の法理によってこれを奪い去つても構わないのだということは、にわかに賛同しがたいですね。ことに、この刑事訴訟法の弁護人を必要とする事件においても、なおかつその条文を無視するような立法をしようと、これは何か近代法の被告人の人権を、国家権力から守つていこうとする基本的人権の原則というものを乱用の法理によって奪い去ろうというのですからして、乱用の法理の乱用といいますか、これが非常にいま憲法上の原則の場合は多いですか。これはほど慎重にしてもらわなきゃいかぬと思うのですが、法務大臣いかがでしょうか。これは刑事局長の領域じゃない。むしろ、大臣の御領域のように思いますが。

○國務大臣(瀬戸山三男君) おっしゃるとおりに、刑事被告に弁護人をつけるというのは憲法の基本的人権の規定にあるわけでございまして、この弁護人になりまして、そうした被告人の暴走を抑えるのに非常に苦慮した覚えがあります。しかしながら、弁護人が毅然として抑えていけば被告人はついてくる。と同時に、またこれは裁判官によるものです。裁判官が興奮してしまう。そしてやみくもに被告人を抑えつけようとする。そうすると、被告人も反発してこれは收拾がつかなくなる。裁判官の力量にもよりますね。だからいちばん被告人に、えてしてこの弁護人必置の規定を逆用する場合が日についておるわけでございま

約をブロックしている政治的な背景でございまし
た。

ただ、これをさらに限定いたしまして、航空機
のハイジャックということだけに限って何とかア
ラブ諸国を説得することはできないか、というこ
とに私どもの一つの希望があつたわけでございま
す。そうしましたところ、先月の十八日でござい
ましたか、国際民間航空バイロット協会の要請を
国連事務総長が取り上げまして、この航空機のハ
イジャック問題というものを今回の国連総会で議
論してみてはどうかという提案を非公式に日本を
含めた関心各国に呼びかけたわけでございます。
私どもはこの提案を直ちに取り上げまして、それ
を実現すべく種々奔走したわけでございます。い
いろいろな経緯はございましたけれども、結局、特
別政治委員会というところで、この議題を特別に
緊急に追加されました議題として、ハイジャック
問題にだけ限つての議題として取り上げて付託さ
れるに至りましたして、御承知のような経過をたど
り、日本が提出した決議案が基礎になりましたして、
決議が国連総会で十一月三日にコンセンサス、す
なわち投票に付することなく全会一致で採択する
ことができたという経緯でござります。

したがいまして、いま申し上げたような政治的
な背景はなおございまして、人質防止条約という
問題はまだ見通しを得ておりません。しかしながら
私どもとしては、今回の行動によりまして、航
空機のハイジャックという問題だけに限つて言え
ば、アラブ側もこれを積極的にブロックすること
なしにコンセンサスによる合意が成立したとい
ことを高く評価しておる次第でござります。

○寺田熊壁君　ただ、いまの全会一致というの
も、この犯罪人の引き渡しを含まないわけでしょ
う。

それから、何かこの人質の場合も特殊の条件つ
きの人質のような新聞報道ですね、その点はいか
がですか。

○説明員（小林俊二君）　国連総会の採択いたしま
した決議そのものは法的な拘束力を持つものでは
ありません。

○**寺田熊雄君** これは、たとえは南アフリカ連邦ですね、あの国の黒人に対する極端な弾圧政治といいますか、あるいは差別的な政治、ローデシアの舞台裏の話でございまして、委員会の席上におけらる修正といったような動きにはまだ至っていないわけでございます。

○**説明員（小林俊二君）** 実はこの人質防止条約に関する論議は非常に進捗がおくれておりまして、正式にまだ一条、二条というかつこうで合意を目指しながら進んでいるという状態じゃないわけでございまして、実はその一番上にブロックになつてしまりますのは、アラブ側が民族解放闘争のための人質をとるという行為、抑えるという行為は除外とすることをどこか入れるということを言い出したものでござりますから条約全体が全く審議が進捗をしていないということでございまして、修正というようなこともござりますけれども、それは全くない舞

○**寺田熊雄君** ただ論議されている人質防止条約ですが、西ドイツの提案したこれはアラブ側の了承は得られなかつたようですね。そうじゃないですか。何か犯人引き渡しの条項を削つてしまつたと。それから、人質についても、無実な人質をとつた場合のみを犯罪とするというような修正案がリビアなんかから出て、結局その条項を削つたのじゃないですか、どうですか。

○**寺田熊雄君** まさに直接関係ございまして、この条項の一つに「ハイジャックに関する条項」がございました。この条約に加盟することによって加盟国はその犯人に対する処遇につきまして一定の義務を負うわけでございまます。したがつて、その条約に加盟を実現するということを通じて間接的に決議案は犯人の処理といふものに対する一つの方向を打ち出しているということが言えると思ひます。

の場合も一縦ですけれども、それがライスコールの過酷な占領地行政、そういうものを見てみますと、アラブ側の気持ちも全くわからないわけではないのです。やはり、今まで南アフリカの黒人弾圧の政治などについては、これは国連でもしばしば決議がなされておるわけですね。そういう人種的な差別とか弾圧とか、そういうものをこの地上からなくしていくと、そういう方向に日本が努力していくかないとアラブの民族主義というものを説得するその説得力に欠けていくと思います。ですから、そういう点でも日本の積極的な努力ということを望みたいと思いますが、いかがでしょうか。

○説明員（小林俊二君）　ただいま開会されております第三十二回国連総会における政治問題における最大の問題もまさに御指摘の中東問題と南部アフリカ問題でございます。アラブ側が特に関心を持つておりますのは、もちろん中東問題の帰趨でござりますけれども、南部アフリカ問題、すなわちローデシア問題、ナミビア問題、それから南アフリカ共和国におけるアパルトヘイト問題というもののもその帰趨が非常に注目されておるわけでございます。

今回の国連総会におきましては、鳩山外務大臣の一般演説におきまして、私どもとしては從来でなく強い調子でわが国の態度を表明したつもりでござります。その方向は、中東問題においては安保理決議の実施、すなわちイスラエルの生還を認めると一方、パレスチナ人の処遇についても十分な考慮を払う必要があるといったようなことでござります。また南部アフリカ問題の解決につきましては、その多數支配の実現ということに向かつて、私どもとしては、それを支持する態度を從来以上に明らかにしたというつもりであります。

○寺田龍雄君　それはまだ今後の努力をお願いすることにして、次は、旅券法の一部改正が今回提案されておるわけですが、今度、旅券の発給を拒否する条項として、長期五年以上の刑に当たる罪を、長期二年以上の刑に当たる罪について訴追さ

○説明員 賀陽治恵君 今回の改正でいかに運用を図つてまいるかということになりますと、これは、今般の改正が日本赤軍の過激派対策の一環として実施をされておりますので、主としてやはり過激派に関連いたします主要罪名——公務執行妨害、住居侵入、威力業務妨害及び凶器準備集合並びに特別法としての暴力行為等処罰ニ関スル法律の第一条、航空機の強取等の処罰に関する法律の第三条、銃砲刀剣類等所持取締法第三条の三、火炎びんの使用等の処罰に関する法律第三条及び火薬類取締法第五十八条、これらに該当いたしますものでハイジャック等非人道的な暴力行為を行うおそれのある者、これを主として発給拒否の対象といたしますという運用方針を外務省としては実行いたします所存でございまして、実行の方式といたしましては、外務省の内規並びに都道府県に対する通達にこれを明記するということを考えておる次第でございます。

○寺田熊雄君 いまのおっしゃった罪名ですね、速くおっしゃったから、これ後で何かに書いて資料として出してください。

それを内規なりあるいは通達で示すといふのですから、まあ、それならば乱用の危険もないわけでも、そうしていただきたいと思います。

外務省に対する質問はこれで終わります。

今度は警察庁。まず、この日本赤軍そのほかのハイジャック犯人、これは外国における一部の過激派などと連絡があるよう思います、こういう者の動静を警察庁としてはどういうふうに把握しておられるのか。また、これを把握するためにはどういうような努力をしておられるのか。その結果として現在どの程度の情報を把握しておられるとか、これをお伺いしたいと思います。

○説明員(福井与明君) 日本赤軍ができました経緯でございますけれども、四十六年の二月に、当時、共産同赤軍派の中央委員の一人でありました重信房子が國際根拠地の一つとしてアラブ支部の設置を目指しまして、當時、京都大学の全共闘の活動家でありました奥平剛士とともにアラブに渡りました。向こうの一部のゲリラ組織と接触することに成功して活動を始めたという経緯がございます。

現在日本赤軍は、今回の犯行の前にも後にも日本革命を目指すということを言つておりますが、日本革命とあわせまして、これも彼らのずっと持続しておる路線でござりますけれども、世界各地に國際根拠地を構築をいたしまして、武装蜂起によって世界革命を目指すという國際主義を重視をしております。

一方、アラブゲリラの中にもマルクス・レーニン主義に立脚しまして世界革命を達成しなければ真のバレスチナ解放はあり得ないと、こういう考えに立って活動している部分がございます。そういうものと日本赤軍とは連帯関係にあると、現在でも日本赤軍はアラブに本拠を置いて活動しているという実態は変わつてないと存じますので、この連帯関係は続いておると、こういうふうに私たちを見ております。

ところで、この動向の把握でございますが、具體的な事件に関します動向につきましては、外交ルート及び國際刑事警察機構のルートを通じて把握に努力をしております。それから、そのほかの一般動向につきましても外交ルート等を通じて把握に努力をしております。

現在、重信を中心とした約二十人のグループがレバノン内戦の前には恐らくレバノンに本拠を置いたと思いますが、現在はレバノンを含めたアラブ地区のいざれかにやはり本拠を構えてヨーロッパ及びアジアにまたがる諸地域で活動を続けておると、こういうふうに見ております。

○寺田熊雄君 この種の事案を防止する最も効果的な手段といふものは警察としては何だと考えて

おられるのか、それをお伺いしたいと思います。

○説明員(福井与明君) 警察次元としましては、日本赤軍に関する情報を得まして、不穏動向を把握をして早期に的確な措置をとると、こういうことであると考えます。

若干御説明を申し上げますと、日本赤軍は日本革命を目指すというわけでござりますから、究極には日本国内に及ぶ鬭争を志向するということはこれは理の当然でございますが、そういう考え方で立ちまして国内の支援組織、これを現在拡大する方向に鋭意努めておると申しますが、そういう主張を繰り返しいたしましてそういう努力をしておると、こういうふうに見ております。その実態をまずつかむ必要があるわけでございます。それが、現時点では客観情勢なりみずから主張的力を考えて、この日本国内の支援組織と密接に連絡をとりながらも海外に本拠を置きまして海外で活動をする、言いかえますと、日本国内のそのとくべきだきの情勢に合わせて海外でできることをやるといふ構えでございますから、関係各国と日本赤軍の海外の動向に関する情報交換をし、捜査共助援組織の実態解明と海外の動向把握、これに努力をする、このことが警察で最もこの種事件防止策として力を入れることである、こういうふうに考えておりますし、その方向で努力をしております。

あと、日航からおいでになつていますね。――

○寺田熊雄君 いま御説明によりますと、海外における日本赤軍は大体重信房子を中心とする二十人ぐらいというふうに推定しておられるようですが、何か運転の被害にお遭いになつているわけですが、何か運航規程にこの種の対策を盛つていらっしゃるというふうに承っておりますが、その点の経緯をお伺いしたいと思います。

○参考人(手塚良成君) いまお話をございましたように、これまでハイジャックの経験を受けておるわけでございまして、その後やはり再発を防止する意味におきましていろいろ会社自体でできますことにについての対策を考えたわけでございますが、その一つといたしまして、いま御指摘の運航規程の中にそういうハイジャックを受けた場合に

平純三が、昨年十月にわが国に送還されてまいりました際にも、その後に京都大学構内で奥平らの送還を糾弾をして、奪還を呼びかける趣旨の立て看板が5・30Fという名前で出されておりました。これは理の当然でございますが、そういう考え方で立ちまして国内の支援組織、これを現在拡大する方向に鋭意努めておると申しますが、そういう主張を繰り返しいたしましてそういう努力をしておると、こういうふうに見ております。その実態をまずつかむ必要があるわけでございます。それが、現時点では客観情勢なりみずから主張的力を考えて、この日本国内の支援組織と密接に連絡をとりながらも海外に本拠を置きまして海外で活動をする、言いかえますと、日本国内のそのとくべきだきの情勢に合わせて海外でできることをやるといふ構えでございますから、関係各国と日本赤軍を支援する勢力を拡大していくと、こういう方向で現在努力しておるわけでございます。したがいまして、今回の1980行動委員会と申しますのも、そういう支援グループの一部が今回の事件を契機に日本赤軍との連帯を強くアピールしたものの、こういうふうに見えております。したがいまして、名前を取り出しましてこれが支援組織でございますというふうにはなかなか実態として言えないわけでござりますけれども、メンバーとしては百人を下らないメンバーがいると、こういうふうに見ております。

○寺田熊雄君 警察厅に対するお尋ねはそれだけにいたします。

○参考人(手塚良成君) 提出をいたします。

○寺田熊雄君 その根本の趣旨は乗客の安全第一主義であるといふふうに承っておりますが、このとおりと承つてよろしいか。

○参考人(手塚良成君) そのとおりでございます。

○寺田熊雄君 そのとおりでございました。

○参考人(手塚良成君) 今回のハイジャックにかんがみて、特に新しく打ち出した御方針といふようなものがありましたらお答えいただきたいと思います。

○参考人(手塚良成君) ただいまの関連の運航規程の関係におきましては、これに関して新しい措置ということは格別にいま考えておりません。やはり、いま御指摘のございましたように、乗員のとるべき措置というものは乗客の安全の確保を何よりも優先させたいと、そういう基本線におきまして從来決めてあるとおりをそのまま実行させたいと、かように考えております。ただ、それ以外の今回の事件後の措置といふことに相なりますと、先般來政府がお決めになりました方針をもとにいたしまして、それぞれ具体的な措置といふのを別途、われわれで言いますと八項目というい

方で考えております。

○寺田雄雄君 私ども新聞報道で知ったことですが、何か日本赤軍の人相書きを海外支店に配付したとか、あるいは飛行機の周りに監視員を配置したとか、そのために外国の協力を要請したとか、海外空港に保安担当社員を置くとか、あるいは情報担当者を配置するとか、いろいろ新聞報道で承知したのですが、そういうことも実施していらっしゃるでしょうか。

それから一番よく言われますが、乗客のダブルチェックですね、これは日本では実施が容易でしょうけれども、外国ではどうなのか。また機内手荷物を最小限にすることも言つておられるようですが、これなど日本国内では可能でしょうか、外国ではどうするのか。すべてこれは問題は外国に寄港なさる場合のことだと思いますが、これはどの程度の実施状況でしようか。

○参考人(手塚良成君) いま御指摘の今回の事故に伴いました措置でございますが、先ほど八項目と申し上げましたような内容が、いまいろいろお挙げになりましたことが私の申し上げました八項目ということで、今回新たにとりました措置でござります。まあ、新たにと申しますけれども、從来からとつておるものをお部屋化というような内容も含んでおります。これらの措置の中におきまして、私どもとしてとり得る最大の再発防止対策といいますのは、やはりお客様の機内への持ち込みの手荷物をできるだけ少なくする、これはやはり事前のいろいろ検査に対応します時間的な問題あるいはいろいろ脛腹その他の問題から考えまして、これをできるだけ少なくするということが一つの眼目でございます。それから、そういった手荷物を持ち込まれますところの過程におきます検査というものをできるだけ厳重にいたします。その検査の一環といたしまして、いわゆるダブルチェックといいますか、従来そういう検査をやつておりますのに加えまして、最終段階、機内へ入る直前、あるいはバスに乗ります直前におきまし

うしたこと、それからそれを以外に、それにそれも書いたお客様の流れ以外に機内に入り込む人間なり余地というものがござります。たとえば整備のために飛行機に近づく者、あるいは機内に機内食を積み込むために中へ入り込む者、いろいろ機内の清掃等もございますが、そういう者が入り込みます。この入り込む人間は日航の職員自体である場合もありますし、特に外国のような場合には当該国との相対の契約によりまして当該国の航空会社に委託をする。あるいはそれ以外の地上の会社に委託というようななかつこうでやつておるもののがございます。したがいまして、こういうものから機内への特殊なものの持ち込みということを警戒する必要がございますので、そういうものへのチェックを厳重にやる、こういうものが私どもとしてなし得る一番大事なことであり、かつハイジャックの防止のための一一番根本かと思ひます、いわゆる水際作戦ということに該当するかと思うわけでございます。そういうことで私どもはその点を重視をいたしまして、先ほどの八項目の中にも含めておりますが、そういうもののへの人員の強化とか、あるいは検査の強化とか、いろいろそれらに対応する具体的な措置を考え、かつとつて実施をいたしておりますが、おっしゃいますように、それらのものが外国におきましてどうかといふ点が私どもとしても一番頭の痛いところでございます。たとえて申しますと、いまのダブルチェックなどを行なっていますが、おっしゃいますように、それらのものが本来そいつたことを当該国の官憲、公共機関、法的機関が行つておるという國におきまして、再度われわれ自身がそういうことをやることに對して当該国が了承をしてくれませんと現実に実行ができません。したがいまして、たゞいま私どもの方では先般政府のお決めになりました措置に對応して早急にそういうダブルチェックをやりたい、やらなければならぬとわれわれなりに判定をいたしました空港が七空港ございますけれども、そういった空港の中におきましても、現

かたしいといたずらに御迷惑をもつておる、これがどうな
どもあるわけでございまして、そういう点には非常
にわれわれとして今後政府の御協力を仰ぎながら
現実を進めてまいりたいと、かように思つております。
海外において国内と違つた意味における問題が多数
ござりますので、われわれとして鋭意それらに努
力をいたしておるわけでございます。

○寺田熊雄君 あなた方の要求を受け入れがたい
という空港というのは、具体的に言いますと、ど
こどこでしよう。そして、それに対しては西ド
イツのようく寄港を中止するというような措置に
出るというようなことまでお考えになつておるの
でしようか。いかがでしようか。

○参考人手塚良成君 当該国への私ども会社と
いたしましてのお話は、いろいろな段階の方々と
いろいろな折衝をいたしておるわけで、いま申し
上げましたようなことで、最終的にどうだといふ
決定的なお話を受けておるととも考へておりませ
ん。なお現在も交渉を私どもとしてもいたしてお
りますし、今後政府におかれてもお願ひをいたす
ということをございますが、いろいろ当該国との
関係もござりますので、私どもから申し上げるの
は適当かどうかわかりませんが、いま現に七つの
空港の中で、最終的に私どもでどうもむづかしか
ろうかなあと、われわれなりに思つておりますの
が二つござります。

○寺田熊雄君 それはどことどこですか。

○参考人(手塚良成君) コヘンハーゲンとローマ
でござります。

○寺田熊雄君 コヘンハーゲンとローマでは、ち
よつとそこで寄港をしないところまで踏み
切れないのでありますね、そうでしよう。

○参考人(手塚良成君) 私ども会社の立場からい
たしますと、そういう感じがいたしております。

○寺田熊雄君 最後に、航空保安官の制度、これ
は乗員組合は私どもも直接お伺いして航空保安官

○参考人(手塚良成君) 先般来、政府におかれての委員会におきまして私どもオブザーバーとして参加いたしておりますが、その席でのいろいろ御議論も出来ましてその結論といいますのは、端的に率直に申し上げますと、なお今後検討を続けるという結論になつております。しかし、その過程等を通じまして私ども会社自体といたしましてはどちらかといいますと消極的な考え方を持っております。それは結論ということにはまだ相ならないかと思いますが、どちらかといいますと消極的でございます。

多いわけでござりますので、それが銃撃のような結果によつてそれ弾その他の当たるということになると危険が大変われわれとしてはこわいといふことを考えますので、特に乗務員等はそういうことをよく熟知しておりますので、皆さん方のところにいま申し上げたようなお話を出ておるのでないかと思いますし、私どももやはりその機内に入られるという事は、入られた以上は先ほどの運航規程ではございませんけれども、ああいったたてまえを貫いていきたいと思っておりまして、入る前に何か措置をする。入られたらばそういうむやみな抵抗によつて危険を招くようなことはない、こういう意味におきまして私どもは消極的でございますが、ただやはりこういうものによる何といいますか抑止的な効果といふものもないわけではなかろうという見方もあるわけでござります。そういうことで、ただいまお政府との御相談、検討中と、こういうことでござります。

合には四十五年時点では千人程度のメンバーを置いて取り組んでおったようですが、それでいて取り組んでおったようですが、も、例のキューバ向けのハイジャック等が多かつた時期でございますが、現在では数十人に減つておる、こういうふうに聞いております。いずれにしましてもこの問題は機長以下の乗務員の全面的な協力と申しますか、そういうことがないと有効には機能しない制度であろう、こういうふうには考えております。

あると思っておりますが、もしこの釈放された犯人を含めて現在活動しておるこれらの連中が将来が将来的に再びこのような事件を外国で起こした場合、やはり我が国として大きな責任というものを問われるのではないか。そういうことをいろいろ考えましたとき、非常に深刻で残念な事件でありますから、特に前法務大臣はこの問題で責任を感じて辞任をなさつております。福田総理を初め政府当局者も不眠不休で苦慮された結論としてこういう結論を出されたわけですね。そういう背景を踏まえまして今回このハイジャック法というものが出てきたわけですけれども、先日、大臣からこの提案理由の説明をお聞きいたしました。その後も私何回か読んでみましたが、これでも、この提案理由の説明を読んでおりまして、本当にいま申し上げたような、そういう政府が苦慮なさった、そしてまた重大な反省に立つて、今後二度とこういうことを起させまいといふ決意といいますか、そういう上に立つて提案された法案としては、提案理由を読む限り非常に淡々としているような感じがしてなりません。

まさにそのとおりでございます。しかし、政府といたしましては、御承知のとおり非常な国内的にも国際的にも日本の立場というものと重大な関係があるわけでござりますから、そういう政府の国際的な道義的責任といいますか、国内の将来に対するとしても重大なる責任を感じまして、御承知のような対策本部も設け、これを未然に防止するということは最大の効果がありますから、その点を考えて各般の国内的、国際的措置をとろう、その上におかつ、その法律だけで予防ができるわけじゃありませんけれども、やはりこれも一つの予防措置あるいは仮に起つた場合の犯人の責任を問う、この体制はつくらなければならない、かような気持ちでおるわけでありまして、おっしゃるところに国内問題もさることながら、日本人でしかも日本から犯罪者まで出したということは国際的に非常に御迷惑といいますか、人類に対して非常な影響を与える、十分にそういう点に責任を感じて政府は最大限の可能な限りの防止対策を努力すると、こういうことにしておるわけでございます。

鐵を差足させる。」と、こういうふうになつてお
りますが、いわゆる日本赤軍専従調査班というの
ですか、これについてどういうところまで話が進
んでおるのですか、その辺を警察庁から。

○説明員 福井与明君 先ほども申し上げました
ように、日本赤軍は一方では日本革命を目指すと

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(中尾辰義君) う取り計ります。

拠を置いて海外で活動をしておるわけでござります。したがいまして、この国内支援グループの解明と、それから海外の動向に関するまして関係各国と情報交換をし、捜査共助をするということが日本赤軍対策の基本になるわけでございますが、こりういうことでこれまでも努力をしてまいりました。それなりの成果も上がつておるわけでござりますけれども、しかしながら、今回のこの大きな事件が発生したわけでございますから、これを契機にと申しますか、この際に大いに反省をしてこの面の活動を強化する必要があるということです。今までやつてきておったわけでございますけれども、これに専従する組織をつくるべきである、こういう発想でござります。ただ、人の増員なり予算を要することでござりますから、現在関係省庁についてはまだ煮詰まつておらないということです。

○中野明君 防止対策本部が設置されて、本部長はたしか官房長官のようにお伺いしておりますが、その第一項目に、「早急に所要の専従組織を発足させる。」ということになつております。そういう点については非常に——まあこれはあなたの申し上げても筋違ひの話になりますが、手ぬるいんじゃないのかと。せっかく第一項目にそういうことを挙げられておられてまだ煮詰まっていない、というようなことでは困るので、これは大臣もこの対策本部の一員におられると聞いておりますので、ぜひ早急にこれは予算を組んでやはりそれだけのことをしていただきないと、今回の事件を見ましても国内の日本赤軍と密接な連携がとられることがありますので、そういう点はぜひとも大臣の方

○委員長(中尾辰義君) 連合審査会に関する件についてお詰りいたします。

航空機強取等防止対策を強化するための関係法律の一部を改正する法律案について地方行政委員会、外務委員会、運輸委員会、交通安全対策特別委員会からの連合審査会開会の申し入れを受諾することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長(中尾辰義君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。

立場から必要な法的整備の方策について検討する。」とおっしゃっておられます。何かこれは、やはりわが国にも憲法がございますので、「相互主義の立場」という点についていろいろ疑義があると思いますが、その辺をもう少し説明していただきたいと思います。

から、国際協力ということが大変重要でございます。その中の一つの警察次元の柱としまして ICPPO の機構を積極的に活用するという問題があるわけでございますが、これにつきましては四十九年の九月十三日のハーベ事件を契機に、それまではこの ICPPO 憲章の第三条、人種的、軍事的、宗教的あるいは政治的な性格を有する干渉または活動をしてはならないという規定について慎重に ICPPO というものは考えておったわけでございまますけれども、この事件を契機に日本赤軍の主張とは切り離して、ハーベ事件の犯罪そのものは政治的な動機に基づく犯罪ではないという踏み切り方をはつきりしてくれたわけでございますが、それが一つの契機と、それから五十年八月四日のクアルンブル事件を契機に、これはまた各国の日本赤軍に対する関心が大変高まりまして、現実には ICPPO を通じての国際手配をやっております者四人を含む九人がわが国に送り帰されてくる等の成果がござります。それから手配をしておる者以外につきましても外交ルート、ICPO ルートを通じて情報交換等はやっておるわけでございまますが、実態はそういうことで、ICPO の機構もそれなりの効果は十分上げておるわけでございますけれども、ただ、逮捕手配の活用ということで申し上げますと、これは、逮捕手配をするということは、手配者を発見した場合には将来外交ルートを通じて正式の犯人引き渡しの手続に入るということの意思表示でござります。それで、それまでの間は身柄を拘束してほしいと、こういうふうな国内の構成にはなっておりません。したがいまして、国際相互主義の立場から外国に対してもそういうことをしておらないわけでござります。ただ、ICPO の逮捕手配だけでそういうことをさせることでございますが、わが国の場合に、外国からそれを受けましても、そういうことをし得るような国内の構成にはなっておりません。したがいまして、国際相互主義の立場から外国に対してもそういうことをしておらないわけでござります。たゞいまして、この ICPPO の逮捕手配というものにどういう法的効力を持たせるかといったことは大

○中野明君 警察室関係は後ほどまたちょっとお尋ねしたいと思いますけれども、第五番目にあります「国民に対する理解と協力の要請」というところでございますが、これは政府として今までどういう方法をとってこられたのか、また、今後どうされようとしているのか、できれば日航もお答えになつていいでありますので、日航の方もお答えをいただきたいと思います。

○説明員(篠井光君) ハイジャックの防止のためには、対策の実施と並びましてこういった各種の防止対策につきまして積極的に広報いたしまして国民の理解と協力を得るということが必要であると考えております。ハイジャック防止対策は非常に広範囲にわたつているわけでございますが、現時点におきまして、特に国民の協力を得る必要があるという問題としまして機内への手荷物の持ち込み制限、それからボディチェック、あるいは手荷物チェック、こういった問題に對します協力の問題が特に必要であるというふうに考えております。関連いたしまして国民の方に早目に空港に来ていただくというような問題もあるかと思いますけれども、そこで、政府といたしまして特にこないした点に重点を置いて広報するということです。今月の十二日、十三日に全国の新聞、中央紙、地方紙とともにござりますが、半ページ程度の広告を出しております。お気づきいただけたかと思いますけれども、こういったものでござります。それから同じく新聞でございますが、一面の左下に小さな団みの欄がございます。これは突き出し広告と言つておりますけれども、これにもハイジャック防止に御協力をということで広告をしております。同じ趣旨でテレビスポットも同じ時期に実施いたしております。週刊誌にも同じ内容のものを来週出したいというふうに考えております。それから特に年末におきましては海外旅

行者もふえるということでござりますので、さら
に新聞広告等を出したいというふうに考えており
ます。それから若干後先になりましてけれども、
ハイジャック対策全般につきましては、過日法務
大臣にも政府提供のテレビ番組への出演をお願い
いたしましたし、あるいはラジオの日本短波放送
で二時間の特番というのを実施、そのほか計画中
のものもござりますけれども、広報に努力してお
るということでございます。現在御審議中の法案
等が成立しました暁には、その内容等につきまし
ても関係省庁と協議しながら広報に努めてまいり
たいと、かように考えておるわけでございます。
○参考人(手塚良成君) 私ども直接お客様に接触
いたしておりますので、会社自体としてやはり政
府の御指導のもとに十分なPRをいたさなければ
ならないと、かように考えておりまして、機内の
手荷物の持ち込み制限、それから検査を強化いた
しましたが、そういった検査の強化に対応する協
力の御依頼、それからそういうものをやりましたた
めに、できるだけ早く空港に来ていただいて、そ
ういう時間の余裕を持たせていただきたいといふ
意味の搭乗手続を早目にしてことへの御協力、そ
ういう内容を含めましていろいろな手段で御協力
をお願いいたしております。空港のカウンターにす
るついでになりますと、一部お目にとまつたかと思
いますけれども、大きな横断幕で荷物一個の制限
に御協力をというよくなものを出しております
が、これを国内の各支店の空港カウンターにす
と大きな横断幕等で出しております。それから多
数のポスターあるいはチラシ等をつくりまして、
これを今度は各市内の支店、それからいろいろ旅
行社その他の代理店業の皆さんにお配りをいたし
まして、直接お客様の接触の場合に、そういう周
知の御協力ををお願いするというようなこと。それ
から先ほどもお話をありましたようなラジオでの
周知という意味で、私どもなりにN.H.K.の朝のロ
ーティーほか、そういったラジオでの周知のこ
と、あるいは十一月の九日には先ほど申し上げま
したような趣旨の新聞広告を、国内三社の連名を

もちまして、そういうものを出してあります。なお、この十一月の十日から約一ヶ月、ハイジャック保安月間という名称のもとに、私どもは月間運動を繰り広げまして、いろいろ腕章を巻いたり、胸にビラをつけたりということで、お客様にお目にとまりながら、また社内のそういう意味の関心の向上というようなことを含めまして、保安月間というようなものを開催をするということなどを実施をいたしております。

海外におきましても、先ほどのチラシなり、ボスターなりを英文化いたしまして、これを海外の空港支店あるいは市内支店等にも配付をいたし、またカウンターにおいてになるお客様にもお配りする、そういうふた具体的なことをやつております。なかなかしかし、これの徹底にはなお時間がかかるかと思いますので、私どもはできるだけ気長に、かつ徹底してこういうことをやりたいと思います。しかし、これも国民全般といふこととの御協力を得ませんと、なかなか実施が得られませんので、いろいろ政府御当局において御協力をお願い申し上げておりますけれども、なお一層そういう面をお願いを申し上げるとともに、私どもの全労力を挙げてやりたいと思つておることでござります。

○中野明君 こういう問題はたびたび起こることではありませんので、つい事件が終わると忘れがちになるおそれもありますので、直接間接の効果がありますから、かなり根気強く政府並びに日航においても続けていただきたいと思うわけです。

○説明員(賀陽治監君) お答え申し上げます。

次は外務省なんですが、外交官の保護条約というのにわが国が加入することを検討すると、こうなつておりますが、この保護条約に加入したらどういうメリットがあるのでしょうか、その辺とは直接関係はないわけでございますけれども、

ハイジャックと同様にやはり非人道的な暴力行為とみなし得ると考えられますところの国家元首、外交官あるいは海外旅行中の外務大臣あるいは国際機関の正規の構成員と、そいつた人々に対します殺人、誘拐等の防止及び処罰のための国際協力を図ることを目的として作成されたものでござります。御承知のように四十八年の十二月に国連総会でできたものでござります。したがいまして、政府といたしましては、この条約のメリットを認めまして、ハイジャック防止対策で先生御引用の一つかのところに在外公館の強化というところがあるわけでござりますけれども、在外公館の警備の強化等の一環といたしましてこの条約に加入をいたすべく鋭意努力をしておるわけでござります。内容的には種々の規定がござりますけれども、ただいま申し上げました外交官等に対しまして殺人、誘拐等の犯罪行為が発生いたしました場合には、その容疑者が所在する国に対しまして容疑者を関係国に引き渡すかまたは訴追のための自己の権限ある当局に事件を付託する義務等を課しておるわけでございまして、内容的には実効のあるものと思われますので、われわれとしては前向きに対処してまいりたいと考えておる次第でございます。

気がするのですが、何かハイジャック防止のためなどいう効果があるのだろうか、その辺をちょっと御説明いただきます。

○政府委員(伊藤榮樹君) 二つの観点から申し上げられると思います。

まず第一に、今回のような事件が起きてみましても痛感されることは、二度とこのようなケースが起きることを全力を挙げて防がなければならぬということです。そのために先ほど御引用になりましたよな対策本部における各般の諸施策があるわけでございますが、その全体を貫くものとして、やはり法秩序といふもののとうべきということを国民の一人一人にわかつていただき、また関係者もそれを十分念頭において今後は対処するということが何よりも基本的に大事なことじやないかと思うわけでございます。

ところで、今回の事件にかんがみてみますと、一方で将来にわたって法秩序の維持ということの重要性を言わなければならぬというのに対しまして、いまから五年以上前の事件がなお裁判の決着を見ないままに裁判途中で当該被告人が連れ去られるというようなことでござりますれば、法秩序の維持と、こういう精神を貫かなければならぬと、いう考え方と、まことに矛盾した態勢があるわけですね。そこでございまして、かような事態は、とりもなおさずかような事態を解消していくことこそ法秩序維持への国民の合意を得る一つの手段であろう、こういうふうにます思われるわけでございます。

それからもう一つは、今後再びかような事件が起きてはなりませんけれども、起きました場合を想定いたしますと、今度のようにまた裁判途中の者が國の司法権あるいは裁判所の権威といふものは、裁判所の面前で踏みにじられる結果となるわけでござります。で、かようなことは、やはり大臣からも申しましたような憲法を中心といたします各種法制を整備した法治国といたしまして、やはり避ければならないことでござります。

のをなるべく早く——なるべく早くと申しますのも、人権を無視して早くするわけではございません。刑事訴訟法の通常のテンボに従つた程度の早さで適正な処理をしていくことは、やはりこれまた非常に重要なことであろうと、こう二つの観点から、ハイジャック対策の特効策とは申しませんが、その基盤に触れる一つの重要な事項であろうと、かように考えておるわけでござります。

○中野明君 裁判が大変長引くというのにはいろいろ議論もありますし、また批判もあることは私も承知しておりますが、何かこうハイジャックが起つて、この対策の一環としてそういう憲法にも絡む重要な弁護士抜きの裁判というようなことをお出しになると、何かしら論議を呼ぶところがあるような気がしてならないわけでお尋ねをしたわけですが、その辺は十分お考えの上でどううと思いますが、いずれにしても適正な裁判で早く行われるのが一番理想なんですから、そういう観点から純粹に議論をした方で、私はこの問題はよかつたのじゃないかという感しがしておりま

す。それでは、法律の内容について二、三お尋ねを

ます。第一条でございますが、前回は、法制審

議会の答申によりまして、航空機のみではなくして船舶も、いわゆるシーシャックというのですか、それも当然含めるべきだという答申があったやに聞いております。ところが、前回この法律をつくるときに船舶は外されたということなんですが、その背景といいますか、どういうわけで外されたのでしょうか。その辺をちょっと御説明いただいたい。

○政府委員(伊藤榮樹君) ただいま御指摘いたしましたように、昭和四十五年に、ただいま御審議いただいております法律のもとでござります航空機の強取等の処罰に関する法律を制定するに当たりまして、法制審議会に対して法務大臣から諮問をいたしましたときには、航空機のはかに船舶

をも対象としておったわけでございます。で、法制審議会の答申におきましても、大臣の諮問を受け航空機と船舶と同じように扱う趣旨の御答申があつたわけでございますが、その法制審議会の御審議の過程におきましてもいろいろ御議論がございました。たとえば船舶につきましては、大きさとか形、機能が千差万別であるが、これを非常に、いわば危険を伴う航空機と一緒に扱つていいかどうかという問題、それからさらに、船舶の場合航行中という言葉の意義が必ずしもはつきりしないのではないかというようなこと、さらにはただいま御審議いただいたておる改正部分ではございませんけれども、この法律の四条に運航阻害罪というのがござりますが、この運航阻害罪を船舶に適用いたしますにつきましては、あるいは正当な争議行為の範囲に影響を与えるおそれはないかというような種々御議論がございました。そこで、なお慎重に検討をした方がいいのではないかという御意見が相当あつたわけでございます。さうしたがいまして、他方、このような審議経過が一方でございまして、他方、この法律の制定のきっかけになりましたのが「よど号」ハイジャック事件という事件でござります。したがいまして、法務省といたしましては、そういう御議論が船舶についてはなおあるということを認めました。そこで、当面「よど号」の事件にかんがみまして、今後も発生が必ずしも予想されないではないハイジャックについてとにかくまず規定を置こう、そしてこの船舶の部分につきましては刑法全面改正の一環としてなお検討を続けようということで、とりあえずの措置として船舶を除いた法律として御審議を願い、制定を見たわけでござります。

○中野明君 そういういま申されたような理由で今回の改正にも船舶はお入れにならなかつたわけですか。

○政府委員(伊藤榮樹君) 今回の改正で船舶を入れませんでしたのは、ただいま御指摘のような理由が一つ、それからもう一つ、今後予想されるテロ行為といったしましては、ひとり船舶ばかりでなく、過去の事例に微しましても、列車もございました。

すし在外公館等の地上の建築物、こういうものもいろいろ考えられますので、それらを全部包含して対処できるような、そういう立法措置を緊急にとりたい、こう考えておる次第でございます。

○中野明君 前回は法制審に諮問をされたのですが、今回は諮問なされてないようですが、何かそれにはわけがあるのでですか。

○政府委員(伊藤榮樹君) 御承知かと思ひます。が、法制審議会は法務大臣の諮問に応じまして民事法、刑法法その他法務に関する基本的な事項について審議をするわけでございます。したがいまして、基本法の改正につきましては原則として法制審議会の議を経ることにいたしております。しかししながら、事柄の内容あるいは緊急性等によりましては、法制審議会に諮問しないで法務大臣の権限によりまして法律案を作成するということも行っておるわけでございます。

今回のこの改正部分と申しますのは、端的に申しますと、ハイジャック行為に対する处罚規定と、それから改正刑法草案にあります人質強要罪とを結合した一つの犯罪類型をつくつたわけでございます。そのハイジャック罪に対する罰則それから人質強要罪いすれもそれぞれの法律の審議といたことで法制審議会の御議論を経ております。これを二つ結びつけるだけというと言葉が過ぎるかもしれません、そういう内容でございましたし、また緊急を要するということで法制審議会の議を経ないで提出したわけでございまして、これは最も最近に開かれるであります法務審議会に御報告をして、御了承を求めるつもりでおりま

す。

○大石武一君 わかりました。結構です。

○中野明君 この一条の二項ですが、いま答弁の中にも出てまいりましたように、刑法改正草案の中でも人質強要罪というのですか、そういうことが議論されているようですが、この人質といふことと、これは法律用語として余り私どもなじみがないかったのですが、この人質の意義と用例についてお示しをいただきたい。

○政府委員(伊藤榮樹君) この「人質にして」という言葉の意義でございますが、非常に簡単な字数で言っておるわけでございますが、これを御説明申し上げますと、航空機内にある者の生命、身体等の安全に関する他の者の憂慮に乗じて、釈放、返還、あるいは生命、身体の安全に対する代償として第三者に作為または不作為を要求する目的でその者の自由を拘束すると。要するに、人の身体、生命の安全をいわゆるカタに取つて第三者に對して不法な要求をする、そのいわゆるカタである、こういうことでございます。

○中野明君 それじゃ時間がありますので、次に

第二条関係、危険の方ですが、その第四条の中
で、「不法に業務中の航空機内に」と、こう書か
れておりますが、この「不法」があるとな
る意味が変わつてゐるのでしようか。

に限定いたしますことはこの種の犯罪の実態から見て必ずしも適当と思われませんので、犯人において比較的入手の可能な火炎びんを例示いたしまして、航空機内において使用された場合にこの

おどかしてハイジャックをした、そういう場所がもし将来起つたとき、やはりこの法律で取り締まる事ができるのか。

なつたらうかといふ気がするわけでお尋ねをして
いるわけです。

○政府委員(伊藤栄樹君) ここに「不法に」と書いてございますのは、刑法でいいますと逮捕監禁罪あるいは住居侵入罪等にあります「不法に」とか

火災びんと同じ程度の効力を發揮することが見込まれる物件も含めることとしておるわけでござります。したがつて、ここで申します「その他航空

は、犯罪を犯します主体がどこにいなければならぬといふように書いておりませんから、立法當時からお尋ねのようなケースもやはり強取罪に当たる、二つともう一つに解釈しておきます。

どうなつておりますか。
○説明員(賀陽治憲君)　この点でござりますが、現在、国内外にわたりまして出回っております衣券は約五百七十万冊でございまして、これを

「故なく」というのと同じような形で使つておるわけでございまして、一般社会において客観的に見ると同じような行為が合法的に行はれ得るという場合に、そういう場合を除外すると、こういう趣旨でございまして、たとえば「不法に」というのがございませんと、火炎びんという例示がございますが、火炎びんと同じ程度あるいはそれ以上に燃えやすい易燃性のある物の一つの例といったしまして航空燃料がございますが、航空燃料を航空機に積み込む行為まで構成要件に該当するという非常に非常識なことになるわけでございまして、その他その種の例がいろいろ考へられておりますので、「不法に」というのをつけて社会的に許される場合を除いた趣旨でござります。

○中野明君 その後ですが、「その他航空の危険を生じさせるおそれのある物件」という点についてでござりますが、どういうことを一応想定なさつておりますか。

の危険を小じさせらるおそれのある物件」と申しますのは、先ほど申しましたような二つの要件を持っておりますほかに、火炎びんに比肩し得る危険性を有するものを指すと、こういうことになるわけでござります。具体的な例を挙げますと、かなり高度な爆発性あるいは易燃性、燃えやすい性質を持つます相当量以上の火薬、爆薬、ガソリン、こういうようなもの、これらのものを用いた器物としては小型火炎放射器などが考えられると思ひます。それからさらには、効力のきわめて高い毒ガス、これを用いた機器としてはガス銃などが考えられますかが、そういうものが入るというふうに考えております。いずれにしましても、そういうよううちにこの物件は性状や通常の用途等によっておのずから限定されてまいりますので、こん棒でありますとか野球のバットでありますとかいったようなないわゆる用法上の凶器はもぢろん入りませんし、花火、マッチ、櫻竹、セルロイド、苛性ソーダ、こういったようなものでありますても、先ほど申し上げました二つの要件に当たらないもので

○中野明君 それでは、旅券のことでお尋ねします。現在は旅券が効力を失つたその場合に全額返すということにはならないよう思つておりますが、現在のその取り扱いはどうなつておりますか。

○説明員（賀陽治憲君） 御指摘の点でござりますけれども、やはり失効しました旅券は旅券法の十九条第四項の規定によりまして外務大臣または道府県知事に返納することが義務づけられておりますわけでございます。この返納の義務につきましては旅券の注意欄というのがございますが、そこに記載しておりますほか、外務省が刊行しておりますところの旅券取得のためのハンフレット等におきましてもその旨を明記いたしまして、その義務の周知徹底方を図つておるわけでござりますまた、これは御参考まででございますけれども無効になつた旅券を行使することにつきましては、はつきりした罰則があるわけでござります。

○中野明君 現在はそういうことが義務づけられよ

一斉に新旅券に切りかえることは、これは至難のわざでございます。各国の例をとりましても、旅券の一斉切りかえと、全面切りかえという例はないわけでござりますけれども、しかし同時に現在の状況におきまして新しい旅券を発給するということの必要性は痛感いたされますので、来年度以降発給する旅券につきましては、新様式のものにいたすべく、すでに体裁等について印刷局等と打ち合わせを始めておるわけでございまして、現在の日本の旅券は非常に精巧なもので有名なわけでございまして、すでに現在はそういうことは十分言えると思しますけれども、さらにこれを精巧なものにするということで、早急に努力してまいりたいと考えております。

○中野明君 大体、全部かえるとしたらどれぐらい費用がかかるのですか。

○説明員(賀治憲君) ただいま旅券課長に聞きましたが、五十六億ぐらいのお金がかかるということです。

ですが、今回の改正の趣旨がハイジャック等の防止対策強化の一環ということです。ざいますので、ここで持ち込みを規制しようとします物件

あります以上、その量のいかんにかかわらず、ここで言う「危険を生じさせるおそれのある物件」には入らないというふうに考えております。

○説明員（賀陽治憲君） これにつきましては、外務本省の場合は大体八〇%から九〇%返納が目

○中野明君 船で出入国される人が非常にふえている傾向がありますけれども、この点についてハイジック防

は、第一にハイジャッカ犯人によつてその目的のために使用されることが予想されるようなものであること、それから、第二に、航空危険処罰法で規定いたします以上、それが航空の危険と直接あるいは間接に結びつくものであること、この二つの要件が必要であろうと思うわけでござります。示いたしました爆発物、銃砲、刀剣類、火炎びん、いずれもこの角度からます取り上げたわけですがござります。ところが、規制対象物件をこの四種類

○中野明君 ちょっと前後しましたが、航空機の強取をすることについてのことでお尋ねしたいのですが、最近私ある小説を読んでおりましたら、いままではそういう事件が起こっていないのですが、ハイジャックするのに他の航空機で現れて飛んでいる航空機の後ろに付けておどかして、そしてハイジャックの目的を遂げたという小説を読んだのですが、そういう場合犯人が機内におらず、そしてすぐ後ろから攻撃が可能な航空機でない

られておりますけれども、都道府県の場合におましても、全体の統計はいまとておりませんが、若干これを下回ることにならうかと思つております。

○中野明君　それはやはり悪用されるおそれもありますので、せつからく義務づけられているのならば、やはり返納を一〇〇%させるよう、また士人がほしいと言えれば戻すことになっているようですが、ですから、そのようにした方がいいのじ

止という一環から、そういう凶悪な犯人とか指名手配の人、そういう人たちが意外にそういう中に紛れ込んで出入国するおそれもなきにしもあらずだろうと私も思いますし、現在は、お聞きますと、外国の観光船なんかで千人から乗つてこられる、その入国審査は香港なりあるいはグアムなりまで審査官が派出して、そして船内で審査をして帰つてこられると、それで船が港へ着けばすぐ上陸できるような措置をとっておられるやに聞い

ておりますが、これから頻繁になってくるとなかなかこれも大変だらうというような気がするわけですが、こういう点についてさらに余り簡単にやりますと、また乗員なんかも含めて危険な人が出入りするおそれもあると思います。こういう点の

午後一時四十三分開会
委員長(中尾辰義君) ただいまから法務委員会
再開いたします。

○橋本新君 それでは本法案に関連をしてお伺いをしたいと思うのですが、まず第一の問題は本法

案が可決成立したとして、この法案が果たして利用もしくは拡張解釈等によって国民の権利と人権に対する侵害を惹起しないか、これを防止する必要があるという問題であります。

言ふておあらわせんが、赤宣済かと非人道的な過激暴力集団に対する取り締まりの強化というものは、二つは当然でありまして、今回の非道な

の、これが当然である。今回の事件は、イジャック事件に関連をして国民の怒りも大きく沸き起つておりますから、こういう中で刑罰法

規の改正ということで今後の取り締まりを強化していくということは、一面で国民の世論に沿う面

があると同時に、この世論に便乗した形で新たな取り締まり体制の全般的強化ということで、強い

て言うならば、警察国家への道を開くというようなことがいさきかでもあってはならないというの

か私どもの立場であります。

お伺いしたい点は、法それ自体が取り締まるべき犯罪の構成要件の不明確さを欠いているならば、

それ自体はわざで問題のある法ということはないが、
ですが、特に業務中の航空機内に爆発物等を
持ち込む罪について、その中で「その他航空の危

「お子さんを男の子にして、お家の口一辻の住居の危険を生じさせるおそれのある物件」という、この問題が一つあるわけであります。」

すでに衆議院でわが黨の正森議員の質問に対して
も、これを明確に限定するという立場で御答弁を

いただき、本日もこれについて刑事局長の御答弁をいたいたわけですが、私が刑事局長にお伺い

午後一時四十分まで休憩いたします。

おいきになる方針なのかどうか。つまり、法律が一たん成立しますと、国会での政府答弁から離れ

○政府委員(伊藤榮樹君) ただいまお尋ねの条文についての解釈につきましては、先ほどお答え申し上げたとおりでございます。さらにただいま御指摘のような心配があるということもさることながら、私どもいたしましては、この法律が効力を生ずるに至りますれば、直ちに関係機関に対し解釈運用通達を発しまして、ここでお答えいたしましたようなことを明確に徹底させるつもりであります。

○橋本敦君 わかりました。

その解釈運用通達ということを出して徹底されるということはよく理解ができるわけでありますから、もう一つ、この罪自体の問題として、実際にハイジャック事件が惹起をしてしまいますと、この持ち込みの罪というのは、これはハイジャック罪そのものに吸収されるあるいは牽連犯ということになって観念競合になるか、どういう扱いになるということになりますか。

○政府委員(伊藤榮樹君) 一般的には併合罪の關係に立つとと思います。しかしながら、持ち込む行為がすでにハイジャック処罰法の予備罪に当たるという場合も考えられます。さような場合には、いまお仰せになりましたように、牽連犯と申しますより觀念的競合というような關係にならうかと思ひます。

○橋本敦君 わかりました。

本法の主たる目的がハイジャック罪という殘忍、非道、卑劣な暴力行為を断固取り締まるという予防的効果の側面も持つということで、こういふ罪の規定が新たにつくられたと思うし、實際に起こった場合に、いまおっしゃったように併合罪によって加重できるというような利点も私はある

い、こう思うわけであります。
それからもう一つは、本法で問題になる第二の
点は、何といっても旅券法の発給制限、これを長
期五年から長期二年以上の刑に当たる罪にまで拡
張するという問題であります。この点では衆議院
及び本委員会でも御答弁がありましたが、公務執
行妨害罪あるいは暴力行為等処罰ニ関スル法律
等、これら九つの罪に限定し、なおかつその上で
ハイジャックを起こす危険性のある者というよう
にしほりをかけるというお話をございましたが、
私も弁護士として多年多くの労働事件を扱つてま
りましたが、威力業務妨害罪、公務執行妨害
罪、暴力行為等处罚ニ関スル法律ですね、これは
ハイジャックとは無縁な日常の労働関係の中でも
時として起こり得る起訴罪名になつてくるわけで
すね。だから、ここが拡張されると、憲法が
保障する移住の自由、渡航の自由に重大な制約が
入つてまいります。そこで、こことのところの九つ
の罪にしほると同時に、おっしゃったハイジャッ
クを起こしそうな危険のある者ということとさら
に特定をしていくというのは、具体的にどのよう
に可能なのか、どのようにおやりになるのか。そ
ここの実際面のお考えがあればお示しいただきたい
のです。

的な運用をいたしませんで、もちろん御指摘のように裁量が乱用にわたらないようにはしりをかけるわけではございますけれども、同時にケース・バイ・ケースの個々のケースを慎重に検討して、旅券を出すものは出す、出さないものは出さないというこの基本的な運用方針は損なわれないものであろうかと考えておりますので、先生の御指摘の趣旨を体しまして、そのバランスをとりながら運用してまいりたいと、かように考えておる次第でござります。

○橋本教君 旅券発給制限に関するこの問題の号の事由につきましては、前段と後段に分かれておりまして、後段の方は検査機関からの通報がなければ外務大臣は御存じないことになっております。それから、前段の訴追されている者につきましても、現在外務省のコンピューターに一定の情報を入れていただきことになっております。これらの基準につきましては、私どもの方では刑事局長通達をもちまして、現在でも長期五年以上の刑によつて訴追されている者、あるいは逮捕状が出た者のすべてではなく、そのうちの必要やむを得ざる者について御通報申し上げることにしておるわけでございますが、具体的な手順としては、本法が成立いたしましたれば私どもの方の通達も改正いたしまして、今度広がります部分について外務当局からお答えのありましたことに照応するようなふりをかける、そういう措置をとるつもりでおります。

そこで、過去の経験として外務省並びに警察にお伺いしたいのですが、いまから六年前に赤軍派の頭目である重信房子、奥平等がやすやすと出国であるわけですね。

をした、あのときについては、渡航目的、あるいはあの場合の旅券制限というのは一体できなかつたのかどうか。いまこの点を振り返つてどのようにお考えになつておられますか。

○政府委員(伊藤義蔵君) とりあえす奥平純三の方について申し上げますが、これは他人名義の旅券を取得いたしまして出国いたしておりまして、これには数名の者がこの旅券を取つてやつておるわけでございまして、その者につきましては、そのうちの二名について旅券法の不正受給罪で裁判をしてもらつております。

○説明員(賀陽治君) 重信房子につきましては、四十六年の十二月十一日でございますが、申請が出されておるわけでござりますけれども、ヨーロッパに観光に参るという名義でござります。当時、重信房子につきましては逮捕状等の発給の事実がございませんので出国をした次第でござります。失礼いたしました。十二月でございませんで、二月の十一日でございます。

○説明員(福井与明君) 外務省からの御答弁のとおりでございますが、重信につきましては四十六年の二月に出国をしておるわけでござりますけれども、その時点では、実は四十四年五月の本富士署に対する襲撃事件、これは放火未遂等でその後逮捕状をとるわけでございますが、これについて彼女が共犯であるということが実は判明しておりませんでした。共犯を次々に調べてまいりまして、令状がとれたのが四十九年の十二月三日と承知しておりますが、したがいまして、出国の時点では旅券法の条項に該当するものをこちらとして持つていなかった、こういうことでございます。

○構本教君 しかし、四十六年当時、警察としては重信が過激派集団のメンバーであるということは把握しておられたでしょう。

○説明員(福井与明君) 実は、重信は四十六年の二月に出国をいたしまして、当時は共産同赤軍派の中央委員の一人でございますが、それで向こうに行つてアラブゲリラの一部と接触に成功して活動を始めるわけでございますが、国内の共産同赤

軍派の方は、御承知のように四十六年七月に日共革命左派神奈川県委員会と合体をしまして連合赤軍をつくります。そうして例の四十六年十二月から二月にかけてのリンチ殺人事件、それから四十七年の二月の十九日から二十八日にかけての浅間山莊事件ということにめり込んでいて、あるいはその仲間に殺されたり検挙されたりということで壊滅的打撃を受けるわけでござりますが、そういう重信房子は、自分の親元と申しますか、共産同赤軍派に四十六年十一月時点で訛別をまして、この時点から日本赤軍というものが実は誕生してしまるわけでございますけれども、したがいまして、四十六年二月出国する時点では旅券法の十三条一項五号の公安条項には該当しないということで、残念ながらできなかつたということでござります。

○橋本敦君　いまのお話でわかつたことは、そういう、一つは平素から情報収集という問題について外務省の方は全然連絡は受けていなかつたということ、警察の方はいま言ったように、かなり動向については事後的には把握されておられますが、当時の状態として旅券発給をすべきでないという判断に到達し得なかつたというところに問題がありますね。

それからもう一つの場合は、偽名で旅券を奥平らに取られた場合に、果たして今回の処置によつて、その偽名で取られるということも含めて、暴力集団が国外へ脱出しないような厳正なる处置といふのが一体可能になるかどうか、いろいろやつぱり問題は残つてくると私は思うのです。

そこで、こういった暴力集団を今後国外に絶対脱出させないという体制をまず取り締まり当局が徹底的に整備をいたしませんと、外務省の方がこの旅券発給ということについて、刑の長期を二年に下げたというだけではこれは目的が達せられないという問題が残りますね。まさにこれは奥平の例、赤軍の例の教訓ですよ。

そこで私は警察に伺うのですが、警察が平素から過激派対策取り締まりを強化し、赤軍派の国内

協力組織についても目を光らせるというこの体制の中で、長期二年といふ罪に該当するしないにかかわらず、外務省に情報提供をして海外脱出を防ぐという方向をとるべきだと私は思つておるので、それについて警察並びに法務省の御見解ですが、それについて警察並びに法務省の御見解があれば伺わしていただきたいと思います。

○説明員(橋井与明君) 確かに日本赤軍の関連者なりそれにスカウトされるような人物が国外に出るということは、警察としましては何とか防ぎたいということをございますけれども、一方、国民一般の渡航の自由の制限とも絡まる問題でござりますから、それらを比較考量しながら考えなくちゃならない問題でございます。

警察としましては、実は長期五年以上の犯罪に該当する者、これは極左に限られておりますが、東京、神奈川、大阪、愛知、兵庫、京都、福岡、北海道と、主要の八都道府県だけに限つて調べてみたわけでござりますけれども、五十年の当初から五十年の十月末までで五年以上で拾いますと千十人検挙することになりました。ところがこれを見在御審議いただいております二年以上、しかも九罪種にしぼって拾いますと千二百十三人というう極左を検挙しておるわけでござりますが、したがいまして、いま御審議いただいている方向で法案というものが成立了しますと、これだけでも抑止効果としては相当のものがあるというふうに考えております。

実態でございますが、実際には現在外務省の方でこれは危ないということで通報をしておる者は年間に數十件、大体外務省と合わせまして七十件前後のものが大体あると、こういう勘定でございます。

○政府委員(伊藤榮吉君) 警察から御説明がありましたけれども、日本赤軍にかかる目的を持つてわが国から出ようというよな者がおります場合には、当然外務大臣に御連絡申し上げて、法務、外務両大臣の御協議のもとに出国を差しとめなければならぬだらうと、こう思います。

○橋本敦君 そこで、まずもって赤軍派が国内に

約百名を下らない数がいるだろうという警察当局の御答弁がありましたが、今度のダーカ事件に関する

ておりますし、それから、それ以外の一般動向につきましても外交ルート等を通じて情報をとるよ

りになるのが妥当ではないでしょか。

は、二年以上のこういうものに触れておる者、こういうことになつておりますので、まだそういう

連をして、協力組織に対する捜査一定の検索命令状による捜索等も行われたかのごとに新聞は報じておりますが、この国内での協力派組織の解明と、それから百名を下らないという個別的な百名それぞれについて動向を把握し得る体制になつているのかどうか、その点はいかがですか。

○橋本敦君　いま、あなたがおっしゃったその百名を超える赤軍派と目される人物ですね、これが旅券発給制限の「無期若しくは長期五年」という現行ですね、これに触れるか触れないかにかかるらず、旅券を発給するかしないかは慎重な外務省の判断に任せるとして、直ちにつかんでいる百名

て千二百十三人の人物がもし「長期二年以上」ということで広げられれば該当することになるということでお申し上げましたけれども、私たちの方では、その中からさつき申し上げましたような立法の趣旨に該当する者をあくまでも外務御当局に通報するわけでございます。日本赤軍の関係者であるということは確かに何らかの理由があれば海外

前掲のかたし者をどうも赤軍派であるとしていたて
旅券発給の制限に加えると、こういうことは法律
の面から言うと至難のことではないかと、かよう
に考えておるわけでござります。

本赤軍関係者がいるということを御答弁申し上げておりますが、実態をちょっと申し上げますと、実は今回の事件の発生の直後に、京都大学構内で1980行動委員会といふものが今回の犯行を積極的に支持する立て看板を出したということを把握しておりますけれども、実はこの1980行動委員会といふ名称で共産同赤軍派の一派であります

について外務省に連絡、通報をしておくべきだと
と、私はこう思いますが、これはいかがですか。
○説明員（福井与明君） 今回御審議いただいてお
りますこの立法の趣旨にかんがみまして、海外に
逃亡するおそれ、それとハイジャック等非人道的
暴力犯罪を犯すおそれ、それを中心といたしまし
て、そういうものに該当すると思われる場合には

○橋本牧君 私はこの渡航の自由という国民の自由連絡等で行くおそれがあるわけでござりますから、ほかの極左のメンバーに比べれば通報する頻度は当然高くなるわけでございますけれども、メンバーであるということだけで通報するということにはまいらない、こういうふうに考えております。

に平素からの情報連絡はしておいたらどうか、これだけのことなんですよ。この要件を超えて必ず禁止せないと私はいま言っているのじやないですよ。そういう体制を警察取り締まり当局と外務省などが過激派対策として本当にしつかり日常的につくつておかないと、この法律をつくっても本當の、眞の国民の願望は達せられませんよと、そろ

すプロレタリア革命派の、私たちの方では最高幹部というふうに見ておりますが、この人物の早期保釈、それからもう一つ、マルクス・レーニン主義派のやはり最高幹部と見ておりますが、この人物の早期保釈等をやはり言つておるわけでござります。ところが、この同じ九月三十日に、同じ京都市大字尋内で、ココロニア革命派が二つ

○橋本敦君 ちよつと歯切れが悪いのだけれども、そう思われる場合にはどうのは、現に百名から赤軍派と目される人物がいるわけですね。それを警察としてはマークして警戒をしておられるのです。そしや、まあなこぶるしあつてよ。

由との関係において警察が慎重を期せられる立場を理解できないわけではありませんが、こういう赤軍が海外に流出していくということを本当に日本が断固としてとめないと、これから諸外国に對してハイジャック防止条約の加盟を要請するとか、国際的に日本がこれについて今後対策本部で考えていくような措置をとるといつても、日本の

いう日常的な連絡ルート、体制は、これはつくづくたらどうですかと、大臣、私、こう言っているのですよ、誤解ないようにしてほしい。法律要件を超えて禁止せいなどと一言も言ってないです。そういう体調は私はどちらにやならぬと思うのですが、どうですか。

〇行動委員会と同じような趣旨の、すなわち今回
の日本赤軍の犯行を積極評価する立て看板を出して
おるわけでござりますが、したがいまして、名前
はいろいろ出ておりますが、個人名で拾います
と、両方に顔を出していると申しますか、重なり
合っている部分があるというふうにもちらん見て

うに、海外に出国もしくは逃亡するというおそれが出たときに通報する、これはいいですよ。だけど、警察がそうつかむまでにたとえば重信のようない観光名義で出国してしまうということになると手おくれになるわけです。だから私は重信の例を出したわけです。だから、警察としては、このメ

国自身がハイジャッカーの海外流出をどんどんやる抜け穴があるのじゃないかという国際的な批判を受ければこれは実らないといふように見て、いるわけです。だから、そういう意味で、私はまさにその人の自由を制限するということだけれども、あくまでそれは法の規定あるなしにかかわらず認めてやるつもりであります。

しては、これは本隊は海外において活動しておるわけでござりますから、一方、国内でそれを支援しておる組織があると、こういうことでございまして、外務当局とは常々この問題については頻繁に情報交換しております。したがいまして、委員御指摘のような点につきましても情報交換でござります。

つて、自分たちの日本赤軍とのつながりは伏せて周囲に影響を及ぼしていいているわけでございますから、実態はなかなかつかみづらいわけでございますが、要するに個人個人という形で押さえていくと、百名を下らない者が国内にいると、こういうふうに見ておるわけでございます。

ことは、これはいま直ちに外務省に情報連絡をしてよいのではないか。それぐらいやらないと、生た出していいて、後になつてこれこれだという言いわけがましいことになりかねないという心配を私はするのですよ。だから、いま私が言つたように、すぐにやるべき——百名全部とは言いません

がその都度慎重な審査をし得るようになりますから条件を整えておくべきだと、これぐらいなことはやつておいて断固取り締まる姿勢を示していくかなければならぬと、こういう立場で言っているわけであります。法務大臣はその点どうお考えでしょうか。

それから、外国の動向につきましては、事件に
関係する部分につきましては、外交ルート及びI
CPOルートを通じて関係の情報をとるようにな

ん、百名の中で八十名とか七十名でもいいです
よ、警察としてこの人物は通報しておくことが尹
当であると考えられる者についてはいますぐおや

ますか、問題でありますから、的確なお答えにならぬかわかりませんけれども、御承知のように、ただいま審議をしていただいておりますの

いうことを心がけておりますので、その枠の中で、いま警察庁から御答弁がありましたように、われわれもいたしましても努力してまいりたい

ますか、問題でありますから、的確なお答えになれるかならぬかわかりませんけれども、御承知のように、ただいま審議をしていただいておりますの

いうことを心がけておりますので、その枠の中で、いま警察庁から御答弁がありましたように、われわれといったましても努力してまいりたい

と、かように考えております。

○橋本敦君 そういうことで、とにかくこういう赤軍派などを海外に脱出させないということで国際的な信用も日本としては保たなければなりませんし、再びこういうことを絶対起こさないというためにも甘やかしちゃならぬと思いますので、いまの連絡体制の整備をお願いしておきたいと思ひます。

さて、もう一つの問題は、本委員会でも議論になりましたけれども、過激派集団の公判の遅延が目に余ると、そしてそれにつく被告人、弁護人の挙動がいたずらに裁判の進行を阻害するという意味において私も厳しい批判的意見を持つておりますが、さればといって今度のハイジャック防止体制の強化の一環として、そういう事態に弁護人なしで裁判を進行せしめるという刑訴法の改正は妥当であろうか。私はこれについては断固として反対の立場なんあります。これは言うまでもありませんけれども、戦後のわが国の憲法が細かく憲法自身で刑事被告人の権利を規定したというこの民主主義の原則から言っても、弁護人を付さなければならぬという憲法三十七条、三十一条の原則から言っても、軽々にこういう立法をするということは私は事實上の改憲ということにつながりかねないし、戦前の暗黒裁判という問題を言うまでもなく、私はこれは国民的大論議が起るだろうという問題のように思つてゐるのです。現に日本弁護士会は全面反対という態度を打ち出してゐる。刑事局長はこの問題について、法制審議会にかけた上、できれば来次期通常国会には出したいたいお考えのようですが、私は法制審議会の議論がどうであるかはわかりませんが、通常国会に必ず出すというようなそういう約束的な答弁で進められるのではないか、それについて大臣はいかがお考えでしようか。

○國務大臣(瀬戸山三男君) 先ほどもお答えした

わけですが、慎重を期することはまた当然でございます。御承知のように、憲法三十七条で弁護人を付するということになつておりますから、これはまさに被告人の人権を十分守らうという立場か

らやつておることもこれは事実でございます。しかし、現実のこの種事件に関連のある裁判を見ておりますと、この必要な弁護制度を逆用して裁判が進まないようになっておることもこれは事実でございます。先ほども申し上げましたが、憲法が与えておるいわゆる基本的人権、これは乱用してならないといふことも憲法の規定するところであります。弁護

人を付することを制限するわけではございません。これを逆用して、乱用してという言葉が適切であるかどうかわかりませんが、逆用して法治国としての裁判の進行を阻害する、これもまた放棄することはできない、こういう立場でいま改正を考えておるわけでございます。

○政府委員(伊藤榮樹君) ただいまの大臣の御答弁のとおりであります。若干補足いたします

と、私どもが現在考えておりますことはきわめて謙抑的な限度において特別の措置をとれるようないしたいと申しますのは、憲法に定められておりますように、すべて被告人はみずから好む弁護人の弁護を受ける権利がござりますし、それから貧困等のためにみずから弁護人を選べないときには國でこれをつけることを求めることがでありますように、すべて被告人はみずから好む弁護人の弁護を受ける権利がござりますし、それが日航としても慎重に、あの犯人が一体どこで乗った可能性があるのか、あの武器をどういうようにして検査を免れて機内に持ち込んだ可能性があるのか、これは日航として諸種の立場で御検討なり、推測も含めて研究されたと思うのですが、その結果どのようにこの事件の手口、犯行、これをごらんになつておられますか。

○参考人(手塚良成君) 今回の問題がボンベイとボンベイの所在の私どもの支店、それから當方が推測されますので、今回の事件後におきまして、ボンベイの所在の私どもの支店、それから當方が派遣をしました調査団、そういうものを実は出しまして、いろいろ当時の状態を調査をいたしました。ただ、私どもはお客様が切符を買ってお乗りになる段階から飛行機に乗られるという過程を調査することと、それから地上でいろいろ作業をいたしますが、その作業に関連しての分野という

ことは非常に弁護士法の精神からは遺憾なこととされていますが、現実におられますある種の態度をおこすために別な弁護人を私選するなり、あるいは裁判所に対して適当な弁護人を得ることができないな

ことになりますが、現実におられますある種の態度をおこすために別な弁護人を私選するなり、あるいは裁判所に対して適当な弁護人を得ることができないな

がら、さしあたりの訴訟手続を弁護人の在廷しながら進める余地をつくつていきたい、この程度のこととを考えておりまして、決して憲法の規定にぶつかつてまで措置をしようというふうに考えておるわけではありません。

○橋本敦君 その問題は具体的な成案ということの中でもまた検討していくとしますが、この必要な弁護制度を逆用して裁判が進まないよ

うになっておることもこれは事実でございます。そこで、そういう非常に大事な観点から取り締まり体制ということに関連をして日本航空の参考人になります伺いたいのですが、今度のダッカのハイジャック事件ですね、あれが起こりましてから、私は日航としても慎重に、あの犯人が一体どこで乗った可能性があるのか、あの武器をどういうようにして検査を免れて機内に持ち込んだ可能性があるのか、これは日航として諸種の立場で御検討なり、推測も含めて研究されたと思うのですが、

その結果どのようにこの事件の手口、犯行、これをごらんになつておられますか。

さて次に、私はこの日本赤軍などの根絶を目指すという、こういう非常に大事な観点から取り締まり体制ということに關連をして日本航空の参考人になります伺いたいのですが、今度のダッカのハイジャック事件ですね、あれが起こりましてから、私は日航としても慎重に、あの犯人が一体どこで乗った可能性があるのか、あの武器をどういうようにして検査を免れて機内に持ち込んだ可能性があるのか、これは日航として諸種の立場で御検討なり、推測も含めて研究されたと思うのですが、

その結果どのようにこの事件の手口、犯行、これをごらんになつておられますか。

○参考人(手塚良成君) いたしました調査団、そういうことをぜひお願いしておきたいと思うのです。

さて次に、私はこの日本赤軍などの根絶を目指すという、こういう非常に大事な観点から取り締まり体制ということに關連をして日本航空の参考人になります伺いたいのですが、今度のダッカのハイジャック事件ですね、あれが起こりましてから、私は日航としても慎重に、あの犯人が一体どこで乗った可能性があるのか、あの武器をどういうようにして検査を免れて機内に持ち込んだ可能性があるのか、これは日航として諸種の立場で御検討なり、推測も含めて研究されたと思うのですが、

その結果どのようにこの事件の手口、犯行、これをごらんになつておられますか。

○参考人(手塚良成君) そのとおりでございます。

○橋本敦君 そういたしますと、警察の方が厳重にチェックをしたと、こういう証言を得ているということですが、現実には武器、爆薬を携帯して機内に入り込んでいるわけですから、警察が厳重な検査をしたと、こういう向こう側の証言にかかることがあります。それで、このボンベイでは検査実施は向こう側の警察でございますね。そして、このボンベイにはエックス線検査機器もなければ金属探知器もな

いと、こういう状況である、これは間違いございませんか。

○参考人(手塚良成君) そのとおりでございます。

○橋本敦君 そういたしますと、警察の方が厳重にチェックをしたと、こういう証言を得ているということですが、現実には武器、爆薬を携帯して機内に入り込んでいるわけですから、警察が厳重な検査をしたと、こういう向こう側の証言にかかることがあります。それで、このボンベイでは検査実施は向こう側の警察でございますね。そして、このボンベイにはエックス線検査機器もなければ金属探知器もな

いと、こういう状況である、これは間違いございませんか。

○参考人(手塚良成君) そのとおりでございます。

しては、偽名を使って乗つておりましたということはわかりましたけれども、それ以上のことにつけます。御承知のように、憲法三十七条で弁護人を付するということになつておりますから、これに該当するものを持って入ったのかということに

つきました。このチェックをやつておりますのが、当該国の警察官でございまして、私どもの方がこれを具体的に再度チェックをするというようになります。御承知のように、憲法三十七条で弁護人を付するということになつておりますから、これに該当するものを持って入ったのかということに

つきました。このチェックをやつておりますのが、当該国の警察官でございまして、私どもの方

見ておることはほほ間違ない」というふうに含まれております。ただ、この点につきましては十月の九日にICPOルートを通じてインドの警察に對して捜査協力を依頼をしております。その後に外交ルートを通しましても同じような依頼をすおりますが、向こうからは十月の下旬に協力をする旨の回答は参りましたけれども、具体的な捜査結果についてはまだ参っておりません。したがいまして確定するところまではどうでまいります。武器の搬入等については、したがいまして捜査的にはもちろん固まっていないと、こういう段階でございます。

○橋本教君 日航の労働組合が、航空保安官に対するということで会社に申し入れている文書の中にこういう記載がありますね。「本年七月に「日本赤軍がインドに潜入した」という外電が流れたあと、ダッカハイジャックが発生したのであって、今回のハイジャックは、会社が安全第一の姿勢をとつて、手荷物チェックを行なつていたならば防止出来た可能性は高い」と、労働組合はこう見ているわけですね。これについて日航に伺いますが、日航自身としては日本赤軍がインドに潜入したという七月ごろの外電なり、あるいはそれ以前でも日航に対する脅迫めいた、ハイジャックが予知されるような、そういう種類の情報なり通報なりといふものがあったでしょうか。

○参考人 手塚良成君 一般的に申し上げまして、ダッカ以前におきましてもいろいろな情報、いわゆる怪電話式のものがかなり参ります。そのたびに私どもの方もそれなりの措置はいたして、たとえば手荷物の検査をわれわれなりに厳重で起きるところはやつてみる、あるいは荷物の中身の爆弾等のおそれがある場合にはそういうたるものを開披検査を厳重にやって、飛行機の遅延などを来たとしてもそれは検査の方を十分にやるというふうな措置などをとつておりますが、一々のものにつきまして全部そういうのをとるということもできませんので、われわれなりの確度の高いものについてそういう措置をとるということをやっており

○橋本敦君 いまおっしゃった東南アジア関係という中には、問題のダッカに対する厳重警戒指示もおとりになつたということですか。

○参考人(手塚良成君) 私のところの支店のございます場所でございますので、ダッカそのものについてございません。先ほどの近くで言いますと、ポンペイ、シンガポール、カラチというようなのがその中にに入るかと思います。

○橋本敦君 だからある意味では予知された事件であり、ある意味では徹底的にやれば防げ得た可能性がある事件だという、そういうことになりますと、やっぱりポンペイならポンペイで日航自身が支店指示という、それだけじゃなくて厳重なダブルチェックをこのときにやつておけば防げた这样一个可能性が一層増大しますね。いかがですか、ダブルチェックやつてもだめだったと思われますか。

○参考人(手塚良成君) 今回の反省をいたしまして、できるだけ水陸作戦で事前のチェックを厳重にやるといったてまえで、今度はダブルチェックというのを基本的にやることに決めまして、われわれはその対象空港をとりあえず七つにしほって考えておるような次第でございます。しかしながら、それがなかなか国際的なことでございますので、これが必ずできるできないという問題がいまなお若干問題として残つておる場所があることは午前中も御説明したとおりでございますが、まあこれをやりませば強化をされるということは言えます。しかし、何せ私どものやりますのは、民間のベースにおきまして、運送約款を前提にいたしましてお客様相手にやることでございますので、その効果が絶対であるということは私ども

も考えることが無理ではないか、しかし、われわれはいたしましてできる最大限の努力はしてそちらに防げたかもしないという蓋然性、可能性、これは高いのでしよう。私の質問はそういう質問なんです。

○橋本敦君 だから私が言うのは、ボンベイで仮にそのとき警戒指示を支店になさった、その警戒指示の内容が具体的にボンベイでダブルチェックを実施するところまでいっておったならば未だに防げたかもしないという蓋然性、可能性、これは高いのでしよう。私の質問はそういう質問なんです。

○参考人(手塚良成君) 蓋然性という御質問でござりますので、私は、チェックはより厳重にできただであろう。完全に防止されたかどうかと申しますのは申し上げられませんけれども、チェックはそれに厳重に行われたであろう。しかし、事ボンベイに關しましては、先ほども御指摘自体もございましたように、現在ですらやうろく思いましたでもまだ当該国の了承が得られない、私どもの手におきましては了承が得られないでの、いろいろな国のお立場その他によつてそのことをお願い申し上げておりますという段階でござりますので、なかなかこのボンベイ自体におきますダブルチェックとかこのようにはそれなりの問題があるということを加えて御説明申し上げます。

○橋本敦君 ハイジ・ナッカーの方は新聞によれば一年も前から計画をしていた。そしてこの飛行機にはカーテー氏と近いガブリエル氏が米人として搭乗していることも知つていて、こんなことをヨシ亞の方で記者会見をしているといったような報道がありますから、彼らは彼らなりに実際に脅威的な計画を練つてきていると思うのですね。それだけにこちらの対応というのも本当に徹底した本格的な作戦をやりませんと、これは根絶できないわけですか。

いま日航常務がおっしゃったダブルチェックを申し入れてもなかなかできないというのは、ボンベイ以外七空港ですね。折衝中だという七空港午前の答弁でございましたね。そのうちヨヘンハ

○参考人（手塚良成君） ヨーロッパの方から申し上げますと、アテネ、コヘン、ローマ、それからバンコク、クアラ、マニラ、それからカラチ、以上でございます。

○橋本牧君 運輸省に伺いますが、いまのお話からでも、一定の危険が予知され、警戒指示をしたけれども、ダブルチエックという態勢までいかないうちにダッカハイジャックが起つた。運輸省としても、今度の対策で日航独自のダブルチエックをやるということについては運輸省としてもその立場を尊重されると思うのですが、問題は、日航常務がおっしゃったように、相手国との交渉でこのことを実現しなくちゃならぬ。この問題について運輸省は強力な態勢をとらなくちゃならぬと思いますが、どのようにお考えですか。

○説明員（永井浩君） 先ほど日本航空の方が御説明申し上げましたように、とりあえず日本航空の調査によりまして七空港についてダブルチエックをやりたい、こういうことで現地ベースで折衝されまして、現在四空港については実施の運びとなつておると聞いております。さらに、主としてヨーロッパ、東南アジア、それから中近東の日本警察当局と折衝するということで、運輸省を中心といたしまして調査団を逐次派遣してやつております。それで、調査団あるいは日本航空の折衝によって検査の強化あるいはダブルチエックが不可能な場合には、さらに外交ルートを通じて検査の強化を要請したい、このように考えております。

○橋本牧君 日航が乗客の生命、安全を第一に考えるという立場で苦労して検討して、七空港だけはぜひダブルチエックをやりたい、こういう方針を出した。この方針は、私は、運輸省なり外務省

は全力を挙げてやつぱりその処置をとる。もしその処置をとらないでそこから起つたら、これは國の責任になりますよ。日航はそういうて問題提起しているのだから。いまおっしゃつたように、

が、見通しを聞きたいのです。

○説明員(永井浩君) 十七空港を全部調査いたしました。年内あるいは一月ぐらいまでかかると思ひます。その間において逐次問題の空港については政府間のベースで折衝したいと思いますが、何しろ相手があることでございますので、いつまでにということはこの場で明確なお答えはできない状態でござります。

○橋本敦君 年内もしくは一月中に相手との交渉

が妥結しない場合は、私は、そのところはもう

寄港しないと、思い切った処置をとるべきだと思

うのです。もうこれは幾らダブルチエックをやつ

ても、一方所が抜けてそこから入つたらおしまい

なんですハイジャックが起つたら。だから、そ

ういう万全の処置を断固とるために、多少日航

自身の採算ベース、商業ベースからコヘン、ロー

マその他困難があつてもこれはもう思い切つてや

るべきだ。たとえばルフトハンザがXDE爆破の

問題で大問題になつておりますが、乗客は、ルフ

トハンザに乗らないでアメリカ系の飛行機に乗つ

て、一遍フランクフルトからベルリンへ出てそれ

からミンヘンへ向かうというコースまでとつて

でも、自分の安全確保をしておりまえ、新聞報

導だと。だから、年内もしくは一月中に話がつか

ないところはこれはもう寄港しないという処置を

日航と相談して断固とする、これぐらいやらなき

や、私は、相手國も本気にならないし、また安全

処置は確保できないと思ひますが、運輸省のお考

えはいかがでしよう。

○説明員(永井浩君) 寄港を中止するという処置

は最後の手段だと思います。私どもできるだけ粘

り強く検査の強化について要請してまいりたいと

思いますが、どうしても当該國の検査体制につきまして非常な不安があるという場合には、御指摘のような措置も検討したいと、こう思つております。

○橋本敦君 その点について日航のお考えはいか

がですか。私はもう期限を切つて断固として政

府と協力して寄港しないという方針を打ち出す、そ

れくらいやらないと話がつかぬと思いますよ。

○参考人(手塚良成君) 私どもの方も、お客様の命を預かる立場でございますので、ただいま

のようないくつかの空港の中で非常に心配が多い、検査体

制が不安であるということにあっては、極力ダ

ブルチェックを初めとして現状の検査の強化とい

うことをしていろいろな角度からお願いを申し上げる

わけですがれども、おっしゃいますよな最終的

な段階ということになりました場合には、政府御

当局と十分御協議の上、おっしゃるような措置も

含めて私どもからはお願いを申し上げなければな

らぬのではないかというぐらいまでに考えており

ます。

○橋本敦君 警察当局に伺いますが、今度のダッ

カハイジャックケースで佐々木、坂東といったよ

うな連中が犯人になつてゐるという情報がしきり

にありますかが、犯人の特定はいま、あるいはほぼ

見込みはどちらなつておりますか。

○説明員(福井与明君) 坂東国男も佐々木規夫

も、前回の五十年八月四日のクアラルンブル事件

で国外に連れ出された人物でございますが、坂

東国男、松田久、それと今回連れ出されました城

崎勉、これは実は、今回の事件後に大阪の人民新

聞社に送られました日本赤軍からの声明と称

します。それから、佐々木規夫とそれから今回連

れて出されました大道寺あや子、浴田由紀子、これ

はいずれも東アジア反日武装戦線のメンバーでござ

ります。それから、前回出ました西川純と戸平

敏彦と西川純戸平和夫というのは、実は五十年

の三月にスウェーデンのストックホルムで同じよ

うな調査活動をやつておつたということ、これも

また因縁が深いわけでございますが、この日高

敏彦と西川純戸平和夫というのは、実は五十年

の三月にスウェーデンのストックホルムで同じよ

<

に彼らについては I C P O の手配になると、こういうふうに見ております。

○橋本教君 残念ながら遅かったですね。もっと早くやつておくべきなんだよ、また精力的な I C P O を中心とする外交交渉をやらなくちゃだめだ。リビアにおけるだらうと思つていたらもうなくなつてしまふし、出国する情報は入らないですからね。この経験を私は二度と繰り返してはならぬので、今度のダッカハイジャック事件での逃亡者についても直ちに国際手配をする、これはもうやらないぢやならないと思いますが、これはおやりになりますか。

○橋本教君 (福井与明君) 今回の事件で……

○橋本教君 簡単にやつてください。やるかやらないか。

○説明員 (福井与明君) 照らし合わせました六人につきましても、アルジェリアから彼らが出国をするという状況になり、そういうことが判明すれば直ちに国際手配に付する方針で、すでに人定等については I C P O 事務総局に通報しております。

○橋本教君 アルジェから出るということになればという条件はどういうことなんですか。もう現に I C P O に出していると、こう理解していいのですね。

○説明員 (福井与明君) クアラルンブル事件の場合と同じようございまして、アルジェリアに外交交渉でどうにか引き受けでもらったと、そういう経緯がございまますので、そういうものを勘案して、出国した時点では直ちにやると、こういうことでござります。

○橋本教君 アルジェリア政府は、出国したら直ちに日本に通報してもらうように、外務省もしくは法務省、アルジェリアに言つておりますが、私は、この前聞いたら、いまいののかいなか正確な情報はないし、多分いるだらうと、こんなことですか。すぐこっちが I C P O 手配ができるよう、アルジェリアを出国すれば必ず通報する、

そうなつておりますか。法務大臣、お聞きになつておりますか。

○橋本教君 これなんですよ。こういうことで手続きがある。手落ちが出てくるのですよ。いま警察がおやりになつたその体制を万全を期するためになります。

○國務大臣 (瀬戸山三男君) 正確な情報は受けておりません。

○橋本教君 これなんですよ。こういうことで手続きがある。手落ちが出てくるのですよ。いま警察がおやりになつたその体制を万全を期するためになります。

○政府委員 (加賀美秀夫君) アルジェリア政府に對しましては……

○橋本教君 簡単でいいですから。もう終わりますから。

○政府委員 (加賀美秀夫君) アルジェリア政府に對しましては……

○橋本教君 簡単でいいですから。もう終わりますから。

○政府委員 (加賀美秀夫君) 十月の四日に、例の対策本部でアルジェリア政府に関する申し入れと

いうものが決まりまして、対処方針が決まりましたので、翌日の十月五日に東京及びアルジェにおきまして、アルジェリア政府が犯人をアルジェリアから出国させないこと等を含めまして申し入れを行ひまして、アルジェリア政府が犯人ないし身のしろ金について措置をとつたならばこれを通報

しますのは、現在の考え方といたしましては、ハイジャック防止に関するハーグ条約にありますとこ

との飛行中の定義と一致する考え方でございま

す。すなわち、航空機が乗客を乗せる業務を終わ

りましてとびらを開ざしたときから、今度は着陸して乗客をおろすためにとびらを開けるときま

で、これが原則でございまして、そのほかにどこの地點で不時着をいたしましたような場合には、乗客等の生命、財産を保護するために権限ある當局がそこに到達して引き離しまで、これを例

外的に含めた概念と考えております。

○円山雅也君 いまの御定義と、航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律の第二条に、航行中の航空機に関して、括弧してどういうものを航行中の航空機と言つたというので定義があります、これとちょっと違つてまいりますが、そうすると、この処罰法の方の航行中とそれから危険を生じさせる行為の方の法律の航行中と、これ二つは違うでござりますか。

○政府委員 (加賀美秀夫君) 今後とも、アルジエニア政府に対してもそういう情報等をとるよう努めをいたしますし、また第三回を通じましても

情報の収集には努めてまいる所存でございます。

○橋本教君 終わりますが、そういったことで私は国内法、刑罰体制の強化ということではなくして、過激派対策が政府主体としてはまだまだなまぬるいところがある。これを改めてもらいたいということを要望して、時間が来ましたので質問

を終わります。

○円山雅也君 私は、審議の対象になつております三法の改正部分の条文のちょっと疑問になるような解釈の問題についてお尋ねをし、御説明を受けたいと思います。

まず、航空機の強取等に関する法律に関しまして、以下幾つか御質問を申し上げます。

この第一条の真ん中辺に、「航行中の航空機を強取し」と、「航行中」という言葉が出てまいります。これは、第一条の第一項は改正部分ではございませんけれども、第二項の改正部分で「前項の罪を犯した者が」というので第一項を受けておりますので、関連する意味でこの解釈をますお聞きしたいと思いますけれども、この「航行中」とはいつからいつを指すのでございましょうか。

○政府委員 (伊藤榮樹君) 航空機の強取等に関する法律第一条第一項に言います「航行中」と申しますのは、現在の考え方といたしましては、ハイ

ジャック防止に関するハーグ条約にありますとこの間を往復している場合を航行中とみることはできませんと、「離陸前又は着陸後に空港の搭乗口と滑走路

との間を往復している場合を航行中とみることはできないであろう」というのですが、ちょっと待つてください。条約の解釈、いま局長が言われたので、ハイジャッキングの成立範囲を拡げる

条約の解釈につきまして、そのような解釈は、「これは機長の権限行使が認められる時間的な範囲を明らかにするためだけの趣旨で設けられたものであり、ハイジャッキングの成立範囲を拡げる趣旨を含んではいない」というふうに解釈をされおりましてね、ちょっと何かいまのお答えと違うような解釈なんです。

○政府委員 (伊藤榮樹君) 御指摘のように、「よ

ど」号ハイジャック事件にかんがみて航空機強取処罰法をございました当時、航行中の概念は次のように理解されておりました。動力が離陸のため

に作動したときから着陸の滑走が終止するときまで、こういうふうに解釈されておりました。これはどういうことかと申しますと、当時、国際的な飛行中あるいは航行中といふものの考え方とい

たしましてよるべきものとしては、ハイジャック関係三條約のうち東京条約しかございませんでした。東京条約の定義がただいま私が申し上げましたとおりの定義をしておりました。したがいまし

るわけでございます。これは、すなわち、この関係条文をござんいただきますとおわかりいただけます。アルジェリア政府が墜落するとか転覆するという危険はございませんし、それからまた破壊の場合の被害の程度も違うという意味で、ハイジャックにおける飛行中の概念と同じにしてお

よくなつておるわけござります。さればとびらがあいて乗客がもうおりておるという

て、この法律が国際的なハイジャック防止の規定であることにかんがみましてそのような解釈がとられておったわけでございますが、その後ハーグ条約によりまして国際的な飛行中の概念についての合意ができましたので、その時点から解釈もおのずから広がつてきたと、こういうことでございまして、当時国会ではその都度そのように御答弁申し上げていると思います。

○円山雅也君

ありがとうございました。よくわかりました。

次に、やはり処罰法に関しますが、第二項の「人質にして」ということでございますが、これはもうすでに中野委員が御質問申し上げまして、「人質にして」の解釈はこれこれであるというとの刑事局長のお答えをいただきましたけれども、先ほどの刑事局長のお答えだと人質というのは、たとえば人の憂慮に乗じて、これの目的で人をカタに取るというような御説明をされておりました。そうしますと、いわゆる乗客の自由の拘束にプラス何か、何といいますか担保的な意思というか、そういうものが構成要件にプラスされるのかどうかなんですかけれども、質問の意味はおわかりでござりますでしょうか。この点ちょっと

。

○政府委員(伊藤榮樹君)

口に出してカタに取つておると言つた時点で

、黙示的に、要求に応じなければ乗客をおろさないぞと、こういう態度を示せば構成要件に該当してくると思います。

○円山雅也君

それならば何も人質というあいまいな言葉をとらなくとも、たとえば客の自由を拘束して第三者に何か要求をすればと言うだけでもよさそうに思われるのですけれども、その点はこのくらいにいたします。

。

○政府委員(伊藤榮樹君)

それから同じく二項の「要求したときは、」でござりますけれども、普通こういう種類の犯罪だと、要求し、約束し、收受とかいうような、構成要件を幾つかあるやします。この場合收受は結構ですが、要求はしないけれども約束ができるたまに、約束を——要求だけにこの改正を限つたのは何か特に意味がござりますか。

。

○政府委員(伊藤榮樹君)

これは人の生命身体の安全をいわゆる第三者を安全をいわゆる乗客等を監禁するというだけではなくて、第三者に対する不法な要求がいられなければその乗客等にどういう危険が及ぶかもしないぞという態度を示す、これを「人質にして」と、こういうふうに考えております。

○円山雅也君

そうしますと、機内に乗客を縛りつけちゃって、その状態でもって、單にたとえば金を出せとか、これこれの犯人を放しろと言うだけだと構成要件充足にならないのでしようか。

○政府委員(伊藤榮樹君)

乗客を縛り上げまして、その乗客に金を出せと言うのでは構成要件にならぬけれども、乗客がこういう状態になつてゐるぞと、第三者に対しても安全にしだされば金を出せ、だれかを放しろと、こうい

うようなことを申しますと構成要件に該当する」とになつてしまります。

○円山雅也君

そこがちょっと問題なんですけれども、そうすると、何か担保的意思を表明しない

限りはだめなんでしょうか。つまり、じゃあ一番簡単な例は、乗客だけ縛り上げちやつて、押さえにかく放しろ、金を出せと言つては触れないで、と罪はまだ成立しないのですか。

。

○政府委員(伊藤榮樹君)

乗客だけ縛り上げちやつて、押さえでございませんか。

。

○円山雅也君

乗客だけ縛り上げちやつて、押さえにかく放しろ、金を出せと言つては触れないで、と罪はまだ成立しないのですか。

。

○政府委員(伊藤榮樹君)

乗客だけ縛り上げちやつて、押さえにかく放しろよと、結構だということになりますと、やつぱり人質強要罪になりますかなりませんか、そ

の場合は。

○政府委員(伊藤榮樹君)

いわゆる第三者が乗客の生命身體を心配いたしまして、何がほしいのだ

と、それでこれに対して金を出せと、こういうことになりますと、その金を出せと言つた時点を要

求が成立すると、こういうことでございます。

。

○円山雅也君

その辺はそのくらいにいたしまして、去る十一月の十五日でござりますか、この法務委員会で八木委員からの質問に対し刑事局長は——つまり八木委員の質問はこの人質強要罪は——死刑を盛り込む考えはないかという御質問でしたけれども、それに対する回答は、人の生命が左右されない場合でも死刑を科する必要があるのではないかと、だから法制審議会の意見を聞いた上その実現に努力するし、また次期国会に間に合わせるようにするというような旨の御答弁をされました。そしてまた、きょうの委員会で法務大臣はやはり寺田委員の質問に対して、人質強要罪でも人命を断つに等しい場合もあると思われるから法制審議会の審議を経て進めておるというような御趣旨のお答えをされました。この点に關しましてですけれども、どうしてこれに死刑をそこまで固執して科する必要があるのですか。

。

○政府委員(伊藤榮樹君)

死刑というの申し上げる方とおどされた方が約束をするというような状態ではないわけでござります。常に犯人側が一方的に要求をすると、こういうことでござりますので、要求が第三者に到達すればもう犯罪が既遂になつて、それ以上、第三者がそれに応じましておどし上げるわけでござります。常に犯人側が一

も、たとえば、もうハイジャックしちゃつたと、

じいと中でいいと、もうこちらは不安だ

と、じゃあ何とか金出すから乗客だけでも早く釈放しろよと、結構だということになりますと、や

つぱり人質強要罪になりますかなりませんか、そ

の場合は。

。

○政府委員(伊藤榮樹君)

の生命身體を心配いたしまして、何がほしいのだ

と、それでこれに対して金を出せと、こういうことになりますと、その金を出せと言つた時点を要

求が成立すると、こういうことでございます。

。

○円山雅也君

乗客だけ縛り上げちやつて、押さえにかく放しろよと、結構だということになりますと、や

つぱり人質強要罪になりますかなりませんか、そ

の場合は。

。

○政府委員(伊藤榮樹君)

の生命身體を心配いたしまして、何がほしいのだ

と、それでこれに対して金を出せと、こういうことになりますと、その金を出せと言つた時点を要

求が成立すると、こういうことでございます。

。

○円山雅也君

乗客だけ縛り上げちやつて、押さえにかく放しろよと、結構だということになりますと、や

つぱり人質強要罪になりますかなりませんか、そ

の場合は。

。

○政府委員(伊藤榮樹君)

の生命身體を心配いたしまして、何がほしいのだ

と、それでこれに対して金を出せと、こういうことになりますと、その金を出せと言つた時点を要

求が成立すると、こういうことでございます。

。

○円山雅也君

乗客だけ縛り上げちやつて、押さえにかく放しろよと、結構だということになりますと、や

つぱり人質強要罪になりますかなりませんか、そ

の場合は。

。

○政府委員(伊藤榮樹君)

の生命身體を心配いたしまして、何がほしいのだ

と、それでこれに対して金を出せと、こういうことになりますと、その金を出せと言つた時点を要

求が成立すると、こういうことでございます。

。

○円山雅也君

乗客だけ縛り上げちやつて、押さえにかく放しろよと、結構だということになりますと、や

つぱり人質強要罪になりますかなりませんか、そ

の場合は。

。

○政府委員(伊藤榮樹君)

の生命身體を心配いたしまして、何がほしいのだ

と、それでこれに対して金を出せと、こういうことになりますと、その金を出せと言つた時点を要

求が成立すると、こういうことでございます。

。

○円山雅也君

乗客だけ縛り上げちやつて、押さえにかく放しろよと、結構だということになりますと、や

つぱり人質強要罪になりますかなりませんか、そ

の場合は。

。

○政府委員(伊藤榮樹君)

の生命身體を心配いたしまして、何がほしいのだ

と、それでこれに対して金を出せと、こういうことになりますと、その金を出せと言つた時点を要

求が成立すると、こういうことでございます。

。

○円山雅也君

乗客だけ縛り上げちやつて、押さえにかく放しろよと、結構だということになりますと、や

つぱり人質強要罪になりますかなりませんか、そ

の場合は。

。

○政府委員(伊藤榮樹君)

の生命身體を心配いたしまして、何がほしいのだ

と、それでこれに対して金を出せと、こういうことになりますと、その金を出せと言つた時点を要

求が成立すると、こういうことでございます。

。

○円山雅也君

乗客だけ縛り上げちやつて、押さえにかく放しろよと、結構だということになりますと、や

つぱり人質強要罪になりますかなりませんか、そ

の場合は。

。

○政府委員(伊藤榮樹君)

の生命身體を心配いたしまして、何がほしいのだ

と、それでこれに対して金を出せと、こういうことになりますと、その金を出せと言つた時点を要

求が成立すると、こういうことでございます。

。

○円山雅也君

乗客だけ縛り上げちやつて、押さえにかく放しろよと、結構だということになりますと、や

つぱり人質強要罪になりますかなりませんか、そ

の場合は。

。

○政府委員(伊藤榮樹君)

の生命身體を心配いたしまして、何がほしいのだ

と、それでこれに対して金を出せと、こういうことになりますと、その金を出せと言つた時点を要

求が成立すると、こういうことでございます。

。

○円山雅也君

乗客だけ縛り上げちやつて、押さえにかく放しろよと、結構だということになりますと、や

つぱり人質強要罪になりますかなりませんか、そ

の場合は。

。

○政府委員(伊藤榮樹君)

の生命身體を心配いたしまして、何がほしいのだ

と、それでこれに対して金を出せと、こういうことになりますと、その金を出せと言つた時点を要

求が成立すると、こういうことでございます。

。

○円山雅也君

乗客だけ縛り上げちやつて、押さえにかく放しろよと、結構だということになりますと、や

つぱり人質強要罪になりますかなりませんか、そ

の場合は。

。

○政府委員(伊藤榮樹君)

の生命身體を心配いたしまして、何がほしいのだ

と、それでこれに対して金を出せと、こういうことになりますと、その金を出せと言つた時点を要

求が成立すると、こういうことでございます。

。

○円山雅也君

乗客だけ縛り上げちやつて、押さえにかく放しろよと、結構だということになりますと、や

つぱり人質強要罪になりますかなりませんか、そ

の場合は。

。

○政府委員(伊藤榮樹君)

の生命身體を心配いたしまして、何がほしいのだ

と、それでこれに対して金を出せと、こういうことになりますと、その金を出せと言つた時点を要

求が成立すると、こういうことでございます。

。

○円山雅也君

乗客だけ縛り上げちやつて、押さえにかく放しろよと、結構だということになりますと、や

つぱり人質強要罪になりますかなりませんか、そ

の場合は。

。

○政府委員(伊藤榮樹君)

の生命身體を心配いたしまして、何がほしいのだ

と、それでこれに対して金を出せと、こういうことになりますと、その金を出せと言つた時点を要

求が成立すると、こういうことでございます。

。

○円山雅也君

乗客だけ縛り上げちやつて、押さえにかく放しろよと、結構だということになりますと、や

つぱり人質強要罪になりますかなりませんか、そ

の場合は。

。

○政府委員(伊藤榮樹君)

の生命身體を心配いたしまして、何がほしいのだ

と、それでこれに対して金を出せと、こういうことになりますと、その金を出せと言つた時点を要

求が成立すると、こういうことでございます。

。

○円山雅也君

乗客だけ縛り上げちやつて、押さえにかく放しろよと、結構だということになりますと、や

つぱり人質強要罪になりますかなりませんか、そ

の場合は。

。

○政府委員(伊藤榮樹君)

の生命身體を心配いたしまして、何がほしいのだ

と、それでこれに対して金を出せと、こういうことになりますと、その金を出せと言つた時点を要

求が成立すると、こういうことでございます。

。

○円山雅也君

乗客だけ縛り上げちやつて、押さえにかく放しろよと、結構だということになりますと、や

つぱり人質強要罪になりますかなりませんか、そ

の場合は。

。

○政府委員(伊藤榮樹君)

の生命身體を心配いたしまして、何がほしいのだ

と、それでこれに対して金を出せと、こういうことになりますと、その金を出せと言つた時点を要

求が成立すると、こういうことでございます。

。

○円山雅也君

乗客だけ縛り上げちやつて、押さえにかく放しろよと、結構だということになりますと、や

つぱり人質強要罪になりますかなりませんか、そ

の場合は。

。

○政府委員(伊藤榮樹君)

の生命身體を心配いたしまして、何がほしいのだ

と、それでこれに対して金を出せと、こういうことになりますと、その金を出せと言つた時点を要

求が成立すると、こういうことでございます。

。

○円山雅也君

乗客だけ縛り上げちやつて、押さえにかく放しろよと、結構だということになりますと、や

つぱり人質強要罪になりますかなりませんか、そ

の場合は。

。

○政府委員(伊藤榮樹君)

の生命身體を心配いたしまして、何がほしいのだ

と、それでこれに対して金を出せと、こういうことになりますと、その金を出せと言つた時点を要

求が成立すると、こういうことでございます。

。

○円山雅也君

乗客だけ縛り上げちやつて、押さえ

正刑法草案における死刑の廃止動向見ますと、現行刑法で死刑にされておられる爆発物爆発罪、激發物破裂罪、現住建造物放火罪、出水による現住建物侵害罪、水道毒物混入致死罪、強盜致死罪、造物浸害罪などは、全部死刑取つ払つちやつてある。それからさらには特にこれは御注意いただきたいのは、汽船、船舶、航空機破壊致死罪、破壊して致死の方は一生懸命になつて死刑を取つ払つよう、取つ払つようと努力している。かつまた汽船、船舶、航空機破壊致死罪に至つては、航空機を撃墜さして中にいた人間を殺しても、現行刑法の死刑をはずして無期でどどめようという改正案を出しておられる。そうすると、法務省は一生懸命改正刑法案を通そうとされておられますけれども、まるで何か逆行しているみたい、世界の趨勢から見ても、法務省の改正刑法を何とか通そうとされる。それは死刑を少なくしようとしておられる努力と、それから今度はハイジャックのこの人質、まず人質で死に至りもしない段階のも何とか死刑にするといふのはまるで矛盾しているのじやないか。特に汽車、船艇、航空機破壊して致死罪に、人を殺した場合の改正刑法はそれでも無期といつているのに、まだ何にも殺さない人質にとつただけでもつて死刑だといふのは余り刑の均衡が改正法と違うのじやないか、その辺の御意見伺います。

それから前者の死刑の威嚇力の問題について前からかもりませんが、議論されておる問題でございまして、現に西ドイツのように死刑を廃止しておる国もござりますし、そのほかにも死刑廃止の傾向を示しておる国が幾らもあるわけでございますが、わが国におきましては、しばしば行われました世論調査の結果を見ましても、なおやはり特定の場合には死刑を存置することやむを得ないという者が一般的であるようでございます。たとえば私個人といたしましては、将来にわたって死刑のない社会に持っていくべきものだらうと思っておりますけれども、それらの国民感情その他の現状を踏まえまして真にやむを得ざる場合は死刑を規定せざるを得ないと思つております。ただ御指摘のように非常に重大な問題でございますから、斯界の権威を集めました法制審議会で慎重な御議論をいただきたいと、こう思つておるわけでございます。

事局長のお答えだと、たとえば、もしこの不法に
がないと飛行機のガソリンを積み込むのでも、ガ
ソリンについて何かこの罰則が適用になつちゃう
ような不都合が生じるというような御回答をされ
ておられましたけれども、それならば、これは正
当行為ですから刑法三十五条で十分なんで、たと
えばそれから正当な理由なくしてとかいう、正当
な理由があれば、当然にこれは刑法三十五条に全
部盛り込まれるのだから、特に何か不法にとい
うことをここに持ち込まさるを得なかつた、何か特
に意味がござりますか。

いと思いますけれども、私なんかの考え方だと、不法にというと、何か不法目的を持つてこういうものを持ち込んだという、構成要件にプラス何か目的罪みたいに、構成要件をプラスするように何か誤解を受けはしないかという意味で、特に、特にという念を入れたのでござりますけれども、わからりました。

それから、「持ち込んだ」という意味でござりますけれども、これはたとえば荷物預け、自分で携帯しないで荷物の中に入れてそれを荷物預けにやって機内の中に入れさせる、これも含むのでございますか。

○**政府委員(伊藤榮樹君)** お尋ねのように、いわゆる託送荷物として飛行機の胴体の中に入れるのも持ち込むということに当たると思います。

○**円山雅也君** わかりました。

そうすると、これもずっとこれから質問に全部関連いたしますけれども、持ち込みの禁止の対象が、「爆発物」「銃砲、刀剣類」「火炎びんその他航空の危険を生じさせるおそれのある物件」と、こうなっておりますけれども、この爆発物とか銃砲とか刀剣類は、それぞれ爆発物取り締まりの法律とか銃砲、刀剣類取り締まりの法律とかに定義されているあの定義に該当するものだけというふうに解釈してよろしいのでしょうか。

○**政府委員(伊藤榮樹君)** 結論的にはそのとおりでございます。それらの言葉の意義は、爆発物取締罰則とか銃砲刀剣類持等取締法ですでに世間に定着しておると、かように考えております。

○**円山雅也君** これはちょっと私が不勉強でこういう質問申しわけないのですがけれども、たとえば他の法律にそういう定義がある場合には当然その定義がこの新しい法律に適用されるというのがその根拠でございますか。

○**政府委員(伊藤榮樹君)** 他の、たとえば特殊な法律にある定義があるという場合に、後に法律をつくれば定義が全く同じになると、そういうものではないと思いますけれども、すでに法律用語として使われております、それが国民の社会生活

に定着してきておる、こういう場合には、同じ法律体系の中ではござりますから同じように理解すべきものだと思います。

○円山雅也君

そこで、この第四条の刑罰は「二年以上の有期懲役」、二年以上ですからかなり重い罪になると思いますけれども、こういう場合どうでしようか。たとえば飛び出しナイフは銃砲刀剣類の処罰対象になつておりますけれども、刃渡りが小さくとも、すると、飛び出しナイフをたとえればトランクの中にほり込んでいた、そのトランクを荷物預けに預けた。それでも機内に持ち込まれたと、この場合も当然これに該当して二年以上の有期懲役になるでございましょうね。

○政府委員(伊藤榮樹君)

飛び出しナイフの中の一定のものが刀剣類とみなされるわけでございますが、そのものについてお尋ねのようなことがあれば形式的にはこの条文に抵触することになります。

○円山雅也君

そうしますと、たとえば、うつかりトランクの中へ入れて荷物預けに預けようとしたら、その段階でもって中を開いたらその該当ナイフが出てきたという場合には未遂減刑——未遂になるのでしあが、その場合は——未遂減刑したて一年以上の有期懲役ですから、ものすごく重いですな、考えたときには。その場合もそくなつちやうのでしあが。

○政府委員(伊藤榮樹君)

飛び出でたときには未遂減刑——未遂に未遂減刑したて一年以上の有期懲役になります。飛び出しナイフの中の一定のものが刀剣類とみなされるわけでございますが、そのものについてお尋ねのようなことがあれば形式的にはこの条文に抵触することになります。

○円山雅也君

わかりました。かなり厳しい法律だと思います。

そうしますと、「火炎びんその他航空の危険を生じさせるおそれのある物件」、これについても中野委員からちょっと御質問がありましたのです。たとえば、じゃあ、この航空の危険を生じさせると前提にして考えますと、そういう場合も該当することになると申し上げざるを得ません。

○円山雅也君

わかりました。かなり厳しい法律

思つて持ち込んだ場合にはこれは過失犯でもない。過失犯は処罰してないし、不成立、そういう場合は犯罪は不成立でございますか。

○政府委員(伊藤榮樹君)

認識のとの問題でございまして、だれが見ても「航空の危険を生じさせるおそれのある物件」であると思つて持ち込めば故意があると、こうしたことになると思ひます。

○円山雅也君

いや、それが火炎びんの定義だけでも素人が読んだってなかなかむずかしい。この火炎びんとは定義がむずかしいですな。だから、そうすると、それにさらに今度はその輪を広げて、火炎びんその他それに類似の危険を生じさせるもののかどうかの判断というのはかなりむずかしいので、この実際の適用はかなりむずかしくなるのじゃないかなあとは思うのですけれども、結論は結構でございます。

そこで、たとえば、いわゆる四条でうつかりして一過失の場合ですね、過失の場合は、当然にこれは処罰規定がありませんから不処罰になります。

○政府委員(伊藤榮樹君)

そのとおりでございます。それからなお、先ほどおつしやいました乗客の方がこれを持って入つていいかどうか迷うのぢやないかといふお尋ねがございましたが、要するに危険物につきましては一般的に航空法で持ち込みが禁ぜられております。その持ち込みが禁ぜられないかと思つております。その持込みが禁ぜられ

ます。

○円山雅也君

ありがとうございました。終わります。

○委員長(中尾辰義君)

この際お詫びをいたしました。

委員外議員和田春生君から発言を認められておりますので、まずそういう御心配はないのぢやないかと思つております。

「異議なし」と呼ぶ者あり。」

○委員長(中尾辰義君)

御異議ないと認めます。

和田春生君。

○委員以外の議員(和田春生君)

今回提案されましまして外務省にちょっとお尋ねします。

これはすでにもう寺田委員、それから橋本委員からも十分にいろいろな御質問がございましたので、私がちょっとお尋ねをしたいのは、この旅券の発給を拒否する場合に、旅券法十四条でもって

一応その理由を付して却下をする、理由を付した書面でおまえはだめだよということになつているのだとありますけれども、この理由といふはどの程度書くのでございますか。実際、たとえば一例を申し上げますと、二年に引き上げましたね、最短

度のものでボーンとけ飛ばすのございましょうか。

○説明員(賀陽治憲君)

通常は関連条文だけを書きまして示すわけございませんが、必要に応じて補足説明をすることがございます。

○円山雅也君

ああそうですか。そうしますと、先ほどから、つまり、乱用を防ぐために基準通達を出していろいろこういう点にしぼりをかけるのだということですけれども、じゃ、そのかけられたしぼりでもっておれは発給を拒否されたのか、そのしぼりとは余り関係なくて拒否されたのか、単に条文だけ提示の理由じゃ全然不服申立ての道がわからぬですね。

○説明員(賀陽治憲君)

その点でございますが、今後は通達と内規で運用いたしますと確かに御指摘のような点が出てまいりたいと思いますので、先ほど申し上げました補足説明の点を強化いたしまして、なるべく申請者にわかりやすいようにやらしでいただきたいと思います。

○円山雅也君

ありがとうございます。終わります。

○委員長(中尾辰義君)

この際お詫びをいたしました。

委員外議員和田春生君から発言を認められておりますので、これを許可することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり。」

○委員長(中尾辰義君)

御異議ないと認めます。

和田春生君。

○委員以外の議員(和田春生君)

もう一つお伺い

したいのは、それでは、もしこの改正と同じような法律がすでにきておったとした場合に、今回の事件で政府は超法規的措置とか超法定法的措置とかいろいろ言つておりますけれども、ともかく逮捕をし、すでに凶悪な殺人まで犯した犯人を釈放をして、赤軍にこれをのしをつけて、しかも身のしろ金というせんべつまでつけて送り届けまし

す。ただしかし、幾ら法律の改正をいたしましても、それを守つていくという決意また責任体制というものがなければ何もならなくなるということがあると思います。そういうことで、こういうハ

イジャックの再発を防止すると同時に、もし、不幸にして再び発生した場合にそれに対応する政府の姿勢、そういうものに重点を置いてまずお伺いを

幸にしています。同僚委員各位のいままで

書面でおまえはだめだよということになつているのだとありますけれども、この理由といふはどの程度書くのでございますか。実際、たとえば一例を

申し上げますと、二年に引き上げましたね、最短

度のものでボーンとけ飛ばすのございましょうか。

○説明員(賀陽治憲君)

通常は関連条文だけを書きまして示すわけございませんが、必要に応じて補足説明をすることがございます。

○円山雅也君

ああそうですか。そうしますと、先ほどから、つまり、乱用を防ぐために基準通達を出していろいろこういう点にしぼりをかけるのだということですけれども、じゃ、そのかけられ

たしぼりでもっておれは発給を拒否されたのか、

そのしぼりとは余り関係なくて拒否されたのか、単に条文だけ提示の理由じゃ全然不服申立ての道がわからぬですね。

○説明員(賀陽治憲君)

その点でございますが、ハイジャックの前に行われておった、こういう法律があつたとすればあれは防げたとお考えでしょ

うか。その点をまずお伺いしたいと思います。

○国務大臣(瀬戸山三男君)

このまま提出いたし

ております法律があつたらあの事件は起らなか

つたと私は断言できないと思います。それより

も、非常に困難な対応でありますけれども、先ほ

ど来御説明申し上げておりますように、また御承

知のように、とにかく、こういうことが起らな

いようにもう可能な限りの努力をすることがこう

いう犯罪を防ぐ第一の要件であると思います。そ

れは國の内外を問わず全力を擧げてやると、これ

が第一だと思いますが、しかし、犯罪に対する

起ららないことを、予防するといいますか、起ら

ないことを考へるわけありますけれども、や

はり、起つた場合についてはそれの責任を問う

と、これはまた、一つの手だてでありますから、

そういう意味で御提案申し上げておるわけでござ

ります。

○委員以外の議員(和田春生君)

もう一つお伺い

したいのは、それでは、もしこの改正と同じよう

な法律がすでにきておったとした場合に、今回

の事件で政府は超法規的措置とか超法定法的措置

とかいろいろ言つておりますけれども、ともかく

逮捕をして、赤軍にこれをのしをつけて、しかも身

のしろ金というせんべつまでつけて送り届けまし

たね。この政府のとった措置というものは起らなかつたと思いますか。

○委員以外の議員和田春生君 事件じゃないのです。政府が超法規的措置と言つておつたあの措置はとらずに済んだのか、ああいうことは起きなかつただろうかということを聞いているわけです、これがあつたとすれば。

いうことは私は知らないと思いますが、まあお問い合わせにはなかつたですけれども、御承知のようになに多数の人命を何とか確保したいと、こういふやむにやまれない措置としてああいう措置をと

た、いわゆる超実定法的措置でございます。これは私どもはやはり憲法その他の法律自体がいわゆる国民といいますか、人間の生命を尊重する大前提でてきておると思いますから、可能な限り人命を尊重するために手段を講じたと、こういうことでありますけれども、午前中にも申し上げたわけですが、そういう手段をとることによつ

て根本の憲法あるいは法律が志向しておるその目的を阻害するようなことがあつてはこれは断じてならない、こう考えております。でありますから、もし同じような要求、同じようなケースがあつたらやはり超定法でやるのかと、こういうお尋ねでありますれば、かようなことは繰り返してはならない、かように考えております。

○委員以外の議員(和田春生君) わかり切つたよ
うなことを二つほどお伺いしたのですけれども、
幾ら罰則を強化してもそれが守られなければ何も
ならないと思います。それから、いまも議論にな
つておりましたが、今回は提案をされておりませ
んが、仮に人質強要行為に対して死刑をもつて臨
むと、こういう法律改正を行つたとしても、死刑
が執行される前に今回と同じような事件が起こつ
てその犯人を返せ、返せなかつたら人質を殺すそ

くその法の規定というものはナンセンスになるわけです。そのことについていま法務大臣は超寒定法的な措置を二度と繰り返してはならないと、こういふふうにおっしゃったわけですから、一度と繰り返してはならないのではなくて、私は今回とった措置がよかつたか悪かったか、将来におけるこの種の事件の防止と、発生した場合にそれに対応する政府として、国家として果すべき責任というものについて今までのとられた措置がどういふかかわりを持っているか、根源的な問題があると思うのです。国会の委員会ではございませんでしたが、ほかの場所でこの問題については法務大臣に御就任早々の瀬戸山先生とも論じたことがあります。また他の政府閣僚の人たちとも論じたことがございました。全然その点についてはつきりしたお答えは残念ながら私は聞いておらないのです。

すが、いま法務大臣が多数の人の命の安全を守るためにあれはやむを得ない措置としてとったのだとおっしゃいましたですね。あの措置はそういう意味で人命尊重第一というたてまえにおいて政府と

○国務大臣(瀬戸山三男君) 正しかつたといいま
すが、ああ、う緊迫した状況の中で百数十名の乗
客、乗務員の生命を何とか手の届かないところで
助けようという措置でござりますから本当にやむ
しては正しかつたと、あるいは最低限やむを得な
い必要な措置であつたと、こういうふうに現在で
もお考えになつておりますか。

○委員以外の議員(和田春生君) 本会議における福田総理の本件に関する答弁、説明等を聞いてみます。ましても、いまの法務大臣のお答えを聞いてみて、も、人命尊重というものが非常に重要であるから、真にやむを得なかつたというふうにおっしゃるわけです。しかし、私はこの種の問題を論ずると、けで、人に命か超法規的措置、超実定法的措置といつて

も、いずれにしても法律を超えて、法律を破つた措置であります。その人命が超法規的措置かと
いう二者択一の命題を出すことが間違っているの
ではないかと思うんです。人命をおろそかにして
もいいという公理が出てこない以上すべて超法規
的措置というものはよかつたという結論にならざ
るを得ないのですね。したがって、あくまで人命
を尊重しているように見せながら、実は人命尊重
ということを免罪符にして政府の責任を逃れる弁
明にすぎないのでないでしょうか、その点はどう
うお考えになりますか。

超法規的措置と言わされましたけれども、いわゆる法治国家を維持しなきやならないと、こういうこととは二者択一とは全然考えていないわけでござります。これは人命尊重というのは、繰り返すよ

うであります、憲法、法律全部それをねらつての制度であろうと思います。でありますから、問題はいわゆる人命尊重と言われるものが根本を崩すものになるのかならないのか、そこで判断を決めなけりやならぬのじやないかと思います。私はこういうことを繰り返して、ただ人命尊重、人命尊重ということだけで実定法を次々に破っていく

ということは、本来の憲法なり法律制度が国民全体の命尊厳を阻害するおそれがある。こうしたことになつてはならないという判断をしなければならない、かように考えておるわけでござります。

す。しかし、いま法治国家として法律の枠内でのいろいろなことをやろうと思ってもどうしても法律の枠内では処理できない、あらゆる場合について規定をしていくわけにいきませんし、例外的な措置を必要とする場合もあるかもわからない、そういう場合と今回のハイジャック犯人のやっていることは本質的に違うのじゃないでしょうか。つまり、相手は法治国家そのものを否定してかかっている、そして殺人犯を含む凶惡な犯人を釈放し

ておれたちの手に渡せと言う、しかもそれに人質の身のしる金としての膨大な金を要求をした。今回政府はしばしば言われておりますように、それに対して犯人の要求というものは結果としてはまるのみにいたして、向こうの言いなりになつた。後、それにはどう対処するかという方法も特別に講じておられないようなんですね。したがつて、私は、仮にそれならば今後は、この事件を契機にして、このハイジャック犯人——赤軍派たちがエスカレートさせてきて、どこかでまたハイジャックを起こした。そして容易に日本政府の手が届かないようなところで多數の人質を取る、そしてわれわれの敵である警察庁の長官の身柄を引き渡せ、それから人質の身のしる金もたとえは一人について一千万ドルずつだと、何十億という、まあ何百億、何千億円という巨大な額を吹っかけてきた。そしてそれを渡さない限りその人質は殺すぞと、そういう脅迫があつたとした場合、これはどこだか手が届かない、どうにもならぬと、警察庁長官

○國務大臣(瀬戸山三男君) 他のことから申し上げて恐縮でありますが、西ドイツは御承知のような措置をとりました。それに至るまでは、事細かに詳細をきわめておりませんけれども、西ドイツが人命尊重が第一であつて、そのことが超法規的措置というものを合理化するという前提に立つならば、それも認めなくてはいけないことになるのじやないでしょうか。その辺のお考えを伺つておきたい。

はやはり人命を尊重するといいますか、助けるために犯人の要求に応じたことが数回ありました。こういうことを続けていくと、西ドイツの国家体がおかしくなるという見解であろうと私は考えますが、それに応じなかつた。御承知のように彼らは一つの目標、目的を持つてやつておりますから、最良の方法は先ほど申し上げましたように、事前にそういうことにならないようなチェックをするということであります。彼らの目的を達成

せられないようになりますことがこういう犯罪の再犯、再発を防ぐ最良の方法であるといえます。要求に応ずるということは、彼らの勢力をますます増すだけございます。でありますから、彼らの要求はこういう手段では望めないのだと、達成されないのだという断固たる措置に出なければ終息することはないと、かように考えておるわけでござります。

らの軍資金になるであろうと思われる巨額の金をつけてともかく日本は放してやったわけです。そしてその赤軍にいわば力をかしてやったわけでした。これらのお君が世界のどこかで、まだどこかとのできない政治的な要求を突きつけたり、あるの国の飛行機をハイジャックする。そして人質をとつて膨大もない身のしろ金をゆすり取ろうとしたり、あるいはその政府に対してとうていむことは、まさにそういう赤軍派の今後起こるかもわからぬらしいハイジャックに対しても、少なくとも共犯といいは人質の人たちを殺害をしたり、そういう事件を起こしたときに、今回の日本政府のとつた措置といいけれども、隣のうちにほこみが行つたと、そういうふうな帮助の罪は免れないと思うのです、法的にそうなれるかどうかは別として、助けてやつたわけですとかね。例はよくないかもしないけれども、自分の庭のこみを掃き出して自分の庭はきれいになつたといいけれども、隣のうちにほこみが行つたと、何度も悪いことをやつしているのじゃなく、先してやりますから協力してくださいといつたつて、冷笑をこうむるのは私はあたりませんだと思うのです。そういう点についての措置といふものについては、政局のやはり深刻な反省と、今後防止をするためにベストを尽くすとともに、もし事件が起きたときに犯人の要求に屈しないように、しかも人質の命を最大限尊重して助けるようになります。そのための具体的な対策と、それに対する準備と、このういうものがなければ何もならないと思うのです。ところが、政府から出てきましたこのハイジャック防止に対するいろいろな面についても、なほ止めなくてはいけますよ、あるいは赤軍について国際的な協力をするための具体的な対策と、それに対する準備と、これがとつたことは根源を断つたのじやなく、赤軍派の戦力増強に加担しているわけでしょう、は

つきり言つて。だから、その点を徹底的に改めて、いつどういう措置を講ずるかということがなければ、やはりその対策というものは決して満足されるものに私はならないと思うのですね。幾ら予防を一生懸命やっておっても千切の功を一筆に虧くということになるのじゃないか、したがつて、予防の方はこれからもいろいろやりましょう、われわれも全面的に協力をします。しかも防止対策というものについては、人間が考えることですか、一〇〇%完全なものはないと思う。それぞれ一長一短あるでしよう。そういうものはできるだけ積み重ねていってその長所をお互いに生かしながら防止するために努力をすると、そういう政府の措置について私たちも協力するにやぶさかではありません。しかし、私がさっきから言つてゐる肝心なところが抜けておつたら、また起きたときに何もならないことになる。その対策はないじゃないですか。それに対する政府の決意もありませぬ。総理からも聞いたことがない。法務大臣からも具体的に説明をされていない。それをどうするのですか、その点をお伺いしたいと思う。

がどこでも出でていってやれるという問題じゃありませんから、いまの世界は、和田さんのおっしゃることはよくわかりますが、それ以上のことを言えと言わても、なかなか明確なお答えは正直なところできないわけでござります。

○委員以外の議員和田春生君 明確な答えができないということ自体、私は非常に残念だと思うのですね。で、西ドイツ政府の今回とった措置と、よく言う人がおります。成功したからよかつたと、失敗しておつたら大変なことになつたのじゃないかと、一種のかけであつたと、こういう批判をする人もおると思うのですね。しかし、やはり西ドイツはこれまでのハイジャックの幾つかの経験にこりて、いま法務大臣がおつしやつたように、犯人たちのよこしまな野望は達成させない、そのためのいろいろな方策を検討し、積み重ねて準備をして来ておつたわけです。それがあつたればこそあのかけに勝つことができ、もちろん、機長とシユライヤー氏と、二人の貴重な人命が非常に失われるということはあつたけれども、ハイジャック犯を撃滅をして人質のはとんどすべてを無事救出することができたわけですね。それだけの用意があるからこそ簡単には届しないという姿勢がそれだと思う。しかし、そういうような起こり得る場合を想定して対応する日本政府の方策、決意、準備、具体的ないろいろな措置と、こういうものがなかつたならば、幾らあなたが最善の措置をして、最善の努力をしても口先だけに終わるのですよ。そのことが出てないではないですかといつて聞いている。この対策の中には、防止の方だけじゃないですかと言つてはいる。やはり具体的にこういう手もある、こういう手も、こういう手もあるなんということを書いて並べるなんといふばかりことを言えません。敵に手のうちを見せるようなことは。それがなかつたら、ハイジャック対策としてはしり抜けじゃないかということを言つているわけです。前段の方は幾らでも協力しようと、やってもいいと、それがない、そこに日

本の政府の非常に大きく抜けたところがあるのじやないか、その点はどうかということを聞いてい るわけですよ。言葉の上の最善の努力はもう結構 ですよ、何回も聞いたのです。

○國務大臣(瀬戸山三男君)　ドイツの場合のお話がありましたが、ド^イツの場合は御承知の特殊部隊を持つておつて、まず第一は、外国の警察によつて適当な措置をとつてもらうか、あるいは西ド^イツの特殊部隊と合同で特別の措置をとるか、場合によつては自國の特別隊で処置をするか、いろいろ考えてやられたようあります。わが国でももちろんそういうことを大いに参考にしなければならない、こういうことも考えておるわけでござりますが、御承知のように、わが国で警察をよそに出すかどうかというところは簡単にまた考えられない事態でございます。警察のいわゆる特殊組織をつくつて、専従班をつくつて対策を講じようなどといふことも申し上げておるのは、やはりそういうこともしながら対策を講じなければならぬがないということでありまして、なかなかわが国だけのことと簡単にやれると思えませんから、そういうことで簡単な次第でございます。

○委員以外の議員 和田先生君 この問題を抱いておられるだけの準備がないのですから、時間のむだに見えるなどと言えば言い過ぎかもわかりませんけれども、そんなむなしい気がするわけです。たとえば、「日本赤軍対策」という中にも、「日本赤軍に対する情報収集および取締まりを強化する。このため早急に所要の専従組織を発足させる。」と書いてありますね。それは赤軍対策として私は結構だと思うのです。しかし、その裏から、いや警察をしかし出すと言つても国際関係もあってなかなかかむずかしいし、簡単にはいきませんしと言つておったのじや何にもならないのですね。むずかしいことをどうやらせるかということが問題だらうと思うのですよ。それをあえて西ドイツの場合にはやったわけでしょう。单にそういうような実力行使

使という部隊を準備するだけではなくて、外交關係から、國際關係からいろいろな面においてやはりその対策を積み重ね準備をしていったと、そのことがああいう行為とそういうものを成功に導いた原因じゃないか。したがって、あれもむずかしいこれがむずかしいと言っている。そういう日本政府がいかぬと言っているのですよ。むずかしいのは最初からわかつているのですから、相手は特定の意圖を持った凶悪犯なんですから、法治国家に挑戦してきているわけなんですから、むずかしいのは決まっている。むずかしいことを言うなと私は言うのですよ。そのむずかしいことをどうやって乗り越えていくかということを具体的に考えなくていいだめじゃないか。しかも、日本がねらわれているわけですね。私は、この際申し上げたいのです。すけれども、人命尊重第一ということは正しいですよ、あくまで人命は尊重されなければならない。そのことはこれはだれからも認められていることだと思います。しかし、私たちの人間が住んでいる社会の価値といふものがある。そして、その社会で共存されているわれわれ人間といふものがあるわけですから、社会は人間がつくつているのだけども、人間は社会から離れたたら人として生存していくことができないわけでしょう。その社会の価値といふものを見守っていく、その社会で共存している人間を守るということのために、そのために法律も存在をする。國家が公権力によってそれを遂行するということに私は國家の使命があり責任があると思うのだ。たとえば、自衛隊隊員とかあるいは治安のための警察といふことをお考へになつてください。これは、やはり一たん騒ぎがあつた場合に、外敵が侵略してきたらそれを第一線に立つて防止するという任務を持つてそういう防衛力というものは行われている。警察はやはりその社会の治安を守るために存在をしているわな原則であるとするなら、敵が攻めたときに自衛けだ。もし人命尊重第一ということが、そういうような社会の価値や社会に生存する人間の安全を守るために公権力を行使する点においても普遍的な原則であるとするなら、敵が攻めたときに自衛

隊——そんなことあつちやならぬけれども、自衛隊の隊員は命あつての物种ですたこら逃げてしまえばいいのですよ。凶悪犯人に警察官が立ち向かうときに、おれの命が危ないからと黙ってどんなん逃げちまえばいいわけなんですよ。人命尊重第1なんだから非難することできないでしよう。警察官の人命も人の命ですよ。あるいは消防隊だつてそうだと思いますね。煙の中に巻き込まれたおばあさんがいる、助けに入つて命を失うことがあるかもわからぬけれども、それはやはりそういう責務というものがあれわけでしよう。そのことを考へると、人命尊重が第一であるという命題を達成するためには人命尊重、それが超法規措置かという二者択一じゃなくて、そういうわれわれの人間の生きている社会の価値を守るために、そこで共存する人間の安全を守るためには人命が失われる場合もあり得るといふのが、ある意味でいけば人間社会の非情な側面じやないでしょうか。私はそこを申し上げている。それを考へていくのが政治家の責任だらうと思うのですよ。人命尊重第一で人質が助かったからよかった。私も非常によかったです。ほつとしましたよ、あのときに。ああよかったですと思つて、テレビを徹夜で見ておつた。しかしその結果、やつたことはまさにそういう意味では法治国家の崩壊につながつて、國家の責任の放棄につながるという可能性を持つてることをおやりになつたわけでしよう。そういうことを二度と繰り返したくないというのなら、私はそこを考えるべきじゃないか。それが政治家の責任ですよ。それを突かれると、人命尊重第一だ、だからやむを得なかつたと言つから、政府の立てているのは、人命が超法規措置かという二者択一の命題をあなた方は立てているというのだ。人命は失つてもいいのだと、うなづけ出せなければ何をやつても皆よかつた、やむを得なかつた、余儀なかつたということになつちやう。免罪符になつてしまつわけです。それではいかぬということを言つてゐるのです。その点に対する法務大臣としての決意をお

○國務大臣(瀬戸山三男君) しばしば申し上げておりますが、私がえらい激烈なことを言うようになると誤解されておるところもあると思っておりますけれども、おっしゃるとおりに私は考えておるわけでござります。もちろん人命を尊重するということことは、これは当然でございますが、それは大きな意味の命を考えなきやならない。でありますから、時と場合によつては血を流してもその決意を断行しなきやならない、かように考えておるわけでございます。

○委員以外の議員(和田春生君) 決意を断行するということも考えなくてはならぬというお話をございますから、この問題はこれ以上ここで議論をしようと思いません。しかし、その決意を断行するためには、くどいようですが、そうした場合が発生したときに防止のためにいろいろな措置を講じてもおかつ不幸にして発生したときにそれに対応するだけの事前の準備と態勢というもの、国際関係も含めてやつておかなければ私は口頭禪になるのではないか。その点をひとつ積極的に政府の責任において、また広く協力を求めて進めていただきたい。そうでなければ幾ら防止対策をとっても千切の功を一箇に歸くと、こういう形になるのではないかと思いますので、特にそれを申し添えておきたいと思います。

次に、今度は具体的な問題について質問いたしたいと思いますが、航空保安官制度、あるいは私たちの民社党の場合には警察公安官制度といふことを言っておりますけれども、これについてここに御として記されておるところを見ると、「実際の運用上危険を伴う可能性があるが、その予防効果も見逃し難いのでなお検討することとする。」これが一体どういうことを言つてゐるのでしょうかか、さっぱり意味がわからぬ。

○説明員(永井浩吉君) 航空保安官制度につきましまでは、そこに書いてございますように、かなり問題がござります。と申しますのは、仮にこういう制度をつくりますと、航空保安官は職責上武器を

携帶するであろう、またそれに対抗いたしましてハイジャッカーも武力を行使すると、こういう場面が予想されるわけでござりますが、そういった場合に特に乗客あるいは乗務員に危害を与える、あるいは航空機の中に各種装備がござりますが、こういったものを破壊することによりまして航空機の操縦不能、あるいは火災、あるいは爆発、気圧の急速な低下といったようなきわめて危険な状態も予想されるわけでござります。しかしながら、こういった航空保安官が乗っているというふうにによって予防効果と申しますか、そういう面も無視できない面もあるかと思います。それでそういうふた利害得失というものをさらに詳細に検討いたしまして、慎重に検討してまいりたいということで今後の問題とされておるわけでござります。

論をすれば、いままで何回かそういう事故があつたけれども、警察官の保持している拳銃を強盗犯人がかづらって、それで人を殺す危険性があるからやっぱりあれ拳銃を持たすことはないと、あるいは自衛隊、これについては賛成、反対の立場があるかもわからぬけれども、いざ戦争になつたときに相手にやられて兵器を持つていくとその兵器で今度はこつちが撃ち殺されることになるからそれも考えた方がいいと。物事にはみんないい面ばかりないのでよね。そういうふうに議論を発展させていけば漸々めぐりで結論が出ない。私が何を言つているのかわからぬといふのはそのことを言つてゐるわけで、まさにわれわれが航空公安官なり警備保安官の措置を考えるというのは、乗つてているということが一つの抑止効果になるので、簡単に起こせないぞと、あるいは制服の者が一人おつたとしても、私服の者が中に二人なら二人、三人なら三人入つているかもわからないうことがわからば、なかなか行動を起こすということを言つてゐるわけだ。まあ、あるいは犯人が行動を起こした場合でも少数の場合には有効にこれを取つて抑える可能性があるかもわからぬ。そういうような抑止効果、防止効果といふものが保安官とか公安官という者の主たる任務なのであって、中でお互いにピストルでドンバチ撃ち合ひをやることになったというのは最後の最後の最悪の事態なんでしょう。その最悪の事態を先へ持ってきて、「実際の運用上危険を伴う可能性があるが、その予防効果も見逃し難い」というのは、まるで結局そういうことはやるのかやらぬのか見当もつかないような議論をやつてゐるので、慎重に慎重にと言つてゐるわけでしょう。最初から私が申し上げましたけれども、ハイジャック防止といふのはすべて一長一短があると思うのです。全部完全な措置はないですよ。みんな短所がある。しかし、長所のあるものはすべて取りそろえておく。何もすべての飛行機に、ここで言うところの保安官や公安官を強制的に乗り込ませると、ということをしなくとも、そういうことがやれると

いう体制をとっている、空港の警備、航空機の警備、ハイジャックの犯人に対する対応策、そういうものを、訓練されたそういう部隊がある、そういう人々がおると、こういうものがちゃんとあってこそ日本の主権が及ばない外国の地で何か起ったという場合においても、先ほど来法務大臣に私が申し上げておった手を、中に乗っている者がとらなくて、外から手を打つ、その場合に中からこうするということだつてあり得るわけです、うまくいくかいかないか、ということはなかなかむずかしい問題だけれども、そのメリットの部分をなぜ生がするためにやろうとしないのか、そして中で撃ち合になつたら危いから問題があるなんといふ議論をしておつたのでは対策は進みはしないと思うのです。その点いかがですか。

しは保安官といふものが乗り込んでいくても、そういう自暴自棄的なことをやるやつが場合によつたら出てくるかもわかりませんね。だから、そこのところを考えて問題があるという議論の立て方が私は逆立ちしていると言うのです。そういうような場合にはどういう対応姿勢をとるのか、それはそういうような任務につく人々の訓練とか、ハイジャック防止のためにやるべき任務の中身においてそういうことを回避しながら効果を上げるよう検討すべきことではないかというのです。そのことを想定していいの悪いのと言つておつたら、結局何もできないことになりますよ。議論が過ぎませんじゃないか。そういう制度をつくる、つくつて推進していくためにはこういう問題もある、こういう問題もある、これはどういうふうにして防いでいくか、どう対応するか、そういうふうに進めることができないかはハイジャック防止、そういう面においては非常に重要なことなのじやないか。先ほども法務大臣に質問をいたしましたことの内容についてもいま言つたことと関連しているわけなんです。ですから、そういうようなああでもない、こうでもない、あっち見たりこっち見たりして議論をせずに、いいと思つたら全部やる、どんどんやる、しかしそれによって起こり得るものあるう短所はどうやって防ぐかということを真剣に考える、ぜひそういう態度でこのハイジャック防止に取り組んでもらいたい。このことを要望いたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

昭和五十二年十二月五日印刷

昭和五十二年十二月六日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

〇